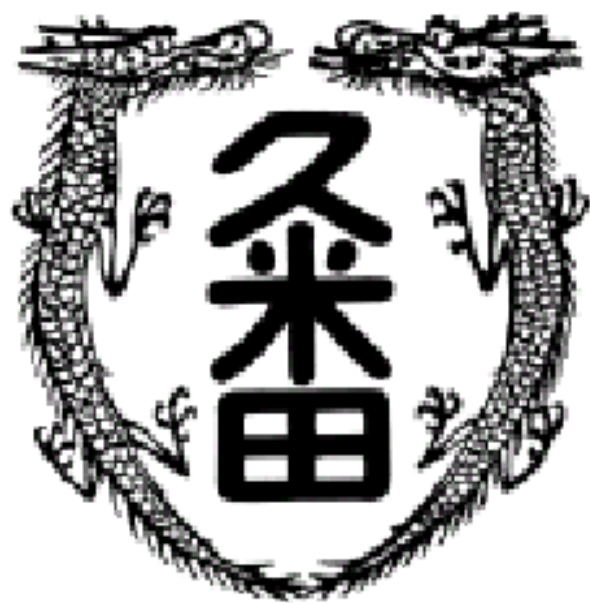


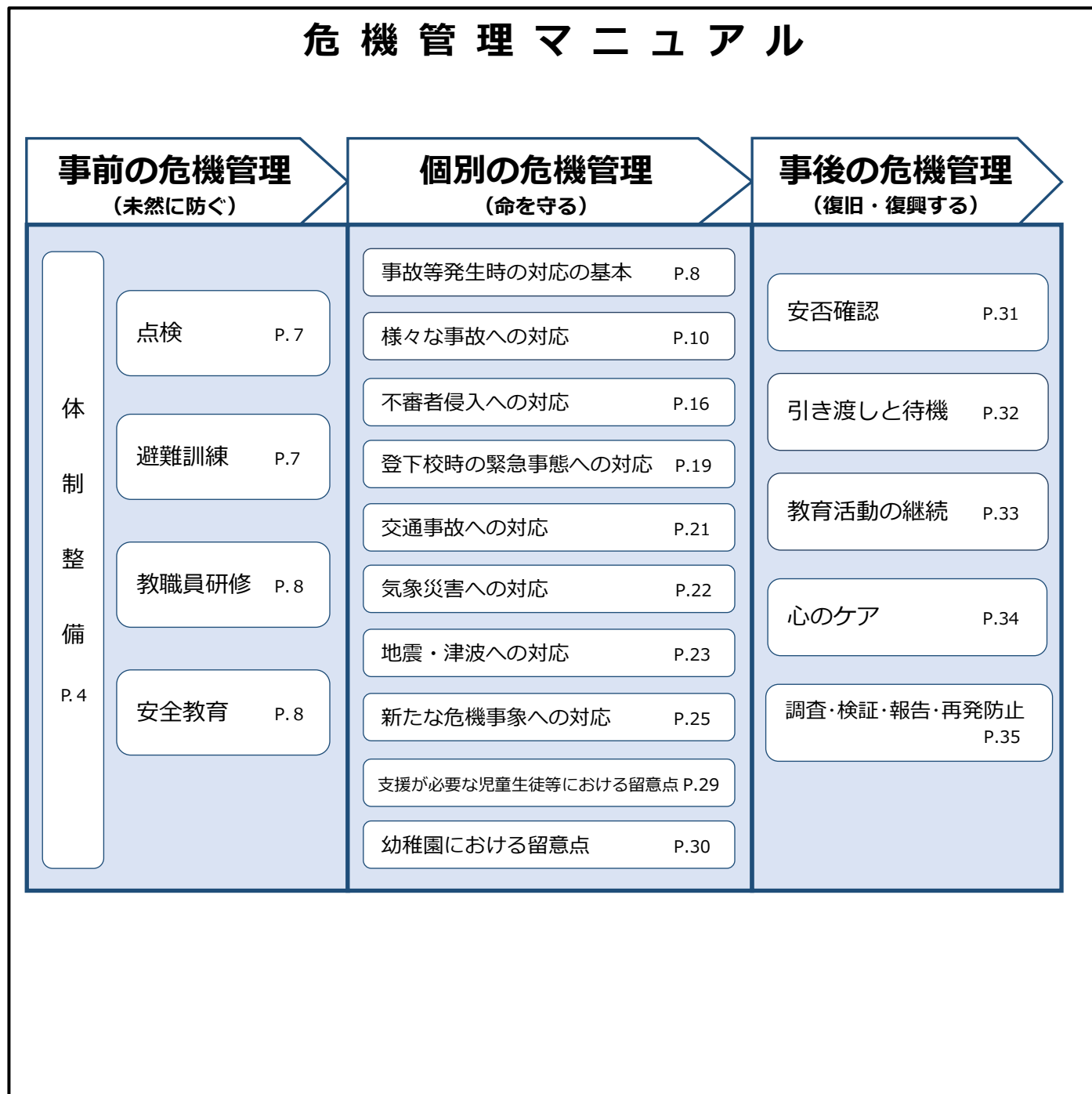
令和 7 年度
岸和田市立久米田中学校
危機管理マニュアル



危機管理の目的 ～「防ぐ」「備える」「対応する」「回復を図る」～

- ① 発生を未然に防ぐ。また、発生した場合に対する備えをはかる。
- ② 生徒、教職員の命と安全を守る。被害を最小限に抑える。
- ③ 正常な教育活動を維持・回復する。再発防止に努める。
- ④ 地域社会や関係機関、保護者等との連携を強化する。

全体構成図



第1章 事前の危機管理（未然に防ぐ）

1 体制整備

（1）想定される危機

- ① 学校事故、健康被害（ケガ、急病、食中毒・感染症、アレルギー性ショック等の発生など）
- ② 登下校時、校外での事故（交通事故、犯罪被害など）
- ③ 犯罪（校内での暴力行為、脅迫、不審者の侵入、近辺での凶悪事件の発生、不審者情報など）
- ④ 災害（自然災害、火災など）
- ⑤ その他（いじめ・虐待・問題行為、情報モラル・情報管理、教職員の不祥事、Jアラートなど）

（2）各危険等に対する、「事前」「発生時」「事後」の危機管理に応じた体制整備

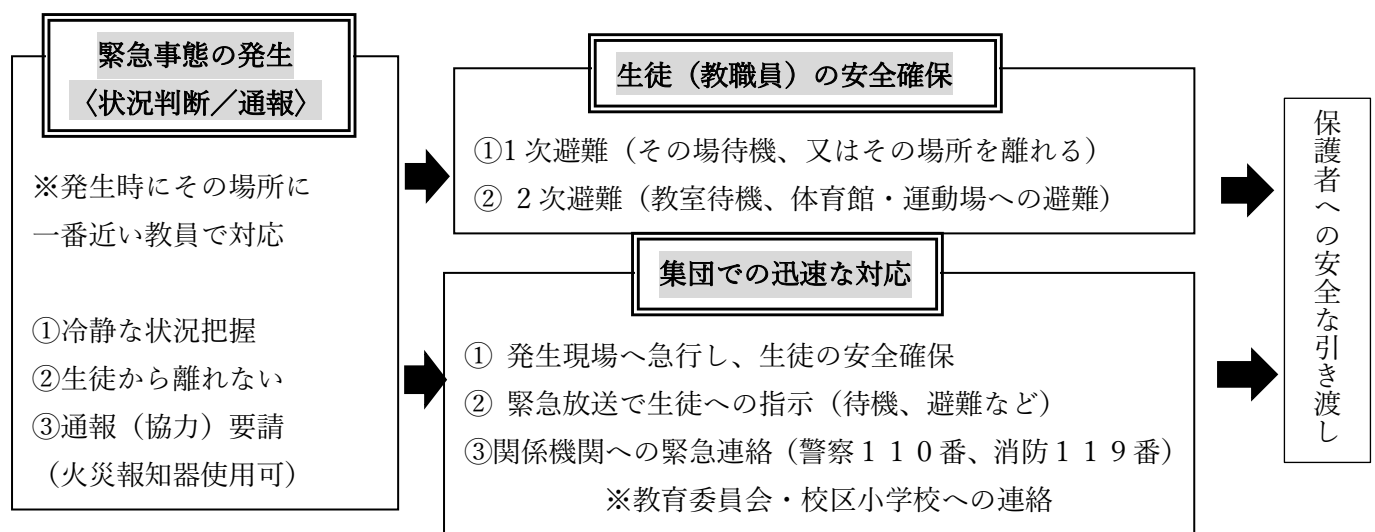
① 「事前」…未然の防止

- ・全職員による危機管理マニュアルの周知徹底と定期的な検証。
- ・年度当初の避難経路、職員の分担の確認。定期的な訓練の実施。
- ・危機に対する正しい知識と基本的な対応方法学習。
（健康教育、安全教育、防災教育、防犯教育、情報モラル教育等）
- ・緊急時の連絡網の整備と保護者（家庭）・地域、関係諸機関との連携体制の構築。
- ・定期的な学校の施設・設備の安全点検。防災、危機管理に対する職員相互の日常的な情報交換。

② 「発生時」の基本的な初期対応

- ・迅速で的確な措置（危険の予知と回避、適切な指示と対応、連絡と応援要請など）
- ・生徒、教職員の安全確保（命を守る行動、待機、避難など）
- ・正確な情報共有と集団的な対応
（情報共有、指揮系統の明確化、役割分担、関係機関との連携など）
- ・生徒の安全な保護者への引き渡し（町別、方面別の集団下校、または学校待機）

【 危機発生時の基本的な初期対応 】



緊急事態発生時の職員分担

全体指揮・・・・・・・・・・・・・校長（教頭）

初期対応・・・・・・・・・・・・・発見者（生徒から離れない。すぐに応援の要請をする）

通報（応援要請）・・・・・・・・・・・・・発見者

（火災警報使用可、生徒を使って職員室へ伝達も可）

※校内緊急放送、緊急出動要請（110 番・119 番）…教頭、事務

生徒の全体指揮・・・・・・・・・・・・・生徒指導主担者

避難誘導・・・・・・・・・・・・・防災担当者（授業担当者）

防護・安全確保（安否確認）・・・・・・・・・・・・・発見者、授業担当者、学級担任

救助・・・・・・・・・・・・・発見者・応援者

応急処置・・・・・・・・・・・・・養護教諭

重要書類等の管理・・・・・・・・・・・・・校長・教頭・事務

校区小学校、教育委員会、PTA、地域・関係機関への連絡と対応

・・・・・・・・・・・・・校長、教頭

報道機関への対応・・・・・・・・・・・・・校長

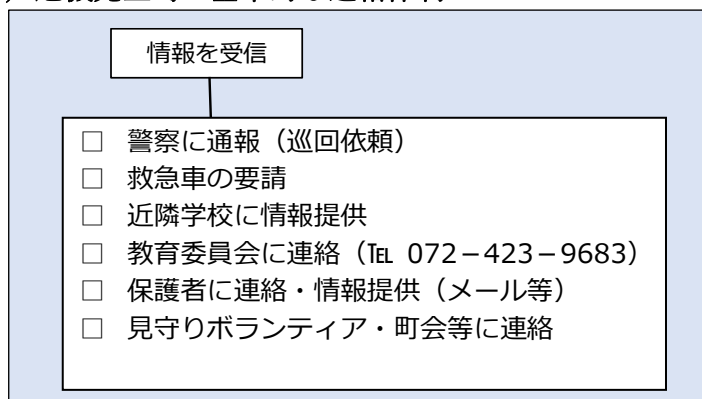
校内・校外巡視等の分担

八木校区	・ ・ ・ ・ ・	1 年生担当職員
八木北校区	・ ・ ・ ・ ・	2 年生担当職員
八木南校区	・ ・ ・ ・ ・	3 年生担当職員

③ 「事後」…正常な教育活動の維持・回復

- ・生徒の心のケア（必要に応じてスクールカウンセラーを活用）
- ・職員の情報共有と組織的な取り組みに向けた意思統一。
- ・生徒、保護者への正確な情報の伝達と信頼確保（全校集会、家庭訪問、保護者説明会の開催など）
- ・PTA、地域、関係機関との連携
- ・報道機関への対応（窓口は校長。原則として校内立ち入りを禁止）
- ・再発防止に向けた取り組み（原因の確認、対応の検証と見直し、生徒への指導）

(3) 危機発生時の基本的な連絡体制



(4) 危機発生時の下校措置

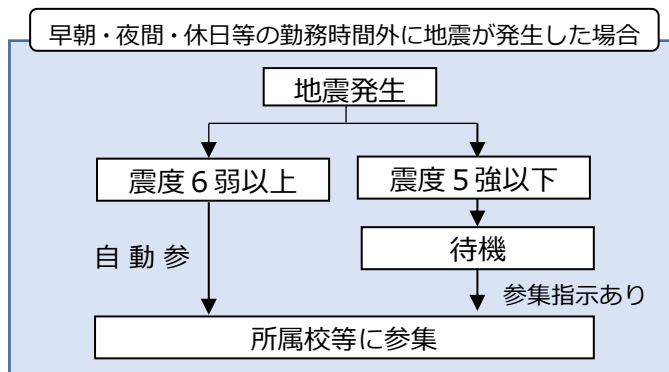
分類	想定される事態	対処方法
ランク1	大雨や暴風など、状況の悪化が予測される場合	放課後の活動を中止して、全員下校させる
ランク2	不審者の徘徊や災害等で生徒等の安全確保が難しい場合	職員引率のもと、町別グループで集団下校させる
ランク3	大規模な災害等で、集団下校でも生徒等の安全確保が困難と判断した場合又は警察等からの指導で下校を止められた場合	保護者に迎えにきてもらう (学校待機・保護者への引き渡し・関係機関の協力依頼 等)
ランク4	校区内や近隣で凶悪犯が出没、潜伏、徘徊の情報を得た場合、特別警報や暴風警報等の発令時、地震等により、通学時に生徒等の安全確保が必要と判断した場合。	授業時間の繰上げ又は繰下げ (学校待機・保護者への引き渡し・関係機関の協力依頼 等)

※保護者が自宅に不在の場合等には、学校で一時的に保護するなど、生徒等の安全確保に留意する。

(4) 災害応急対策に伴う職員動員体制について

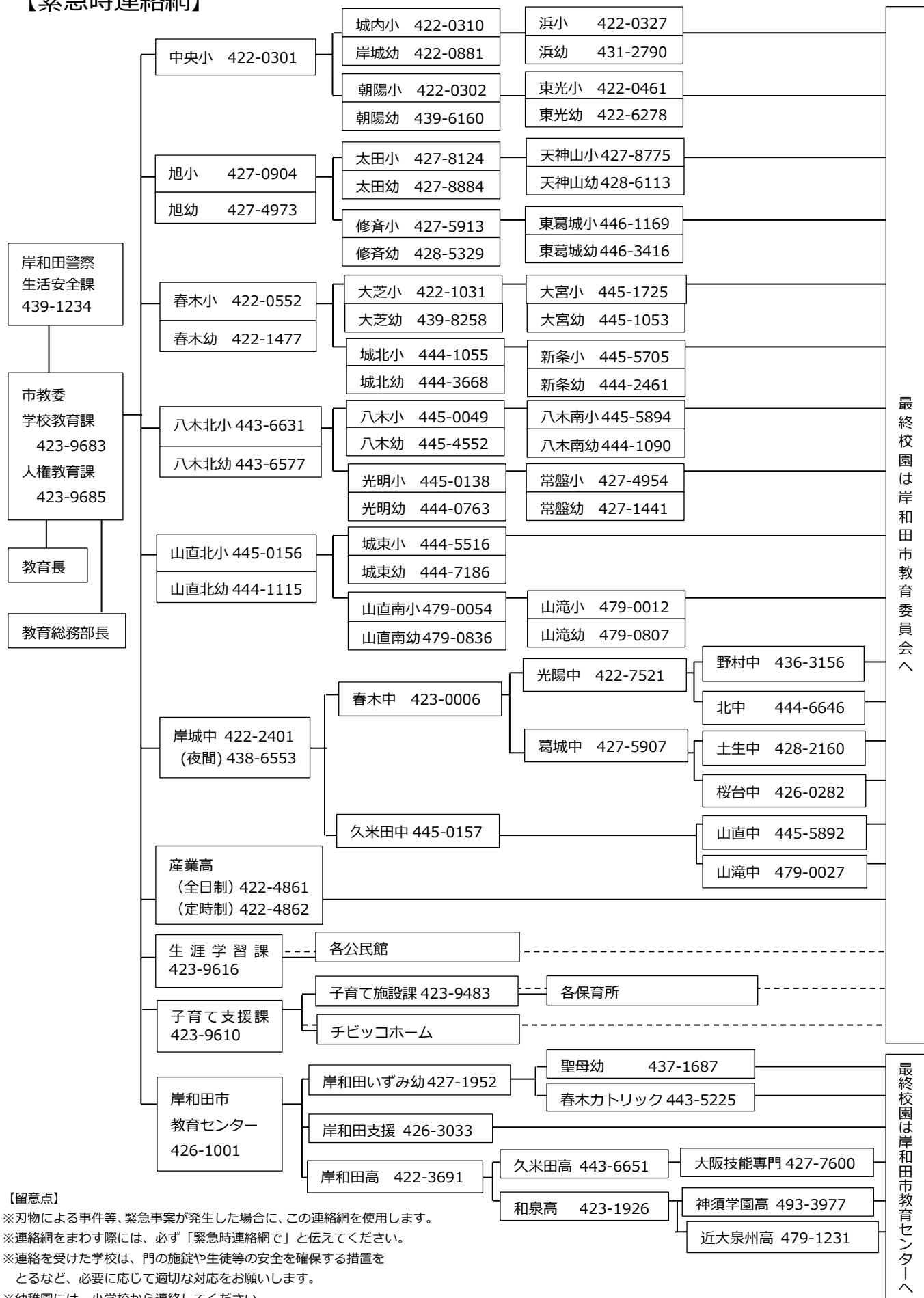
分類	配備体制要件	参集職員数	職員
警戒態勢	災害のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき (震度4、気象警報等)	市教委の指示があった場合(管理職)	校長・教頭
A号体制	小規模の災害が発生したとき (震度4、津波警報、気象警報等)	管理職並びに校園長の判断する教職員 (職員の4分の1)	校長・教頭・首席・学年主任
B号体制	中規模の災害が発生したとき (震度5弱以上、特別警報等)	管理職並びに校園長の判断する教職員 (職員の2分の1)	校長・教頭・首席・学年主任・養護教諭・担任・保健安全部長
C号体制	大規模な災害が発生したとき (震度6弱以上、特別警報等)	管理職並びに校園長の判断する教職員 (全職員)	全職員

※1 震度6弱以上の地震が、早朝・夜間・休日等の勤務時間外に発生した場合は、自宅や家族の安全を確認したうえで、参集の連絡がなくても所属校に参集する。各校園において事前の体制整備に努める。また、職員全体にもメールで状況を配信する。



※ 参集後は、生徒等の安否確認や避難所協力及び学校再開のための準備等にあたる。

【緊急時連絡網】



【留意点】

※刃物による事件等、緊急事案が発生した場合に、この連絡網を使用します。

※連絡網をまわす際には、必ず「緊急時連絡網で」と伝えてください。

※連絡を受けた学校は、門の施錠や生徒等の安全を確保する措置をとるなど、必要に応じて適切な対応をお願いします。

※幼稚園には、小学校から連絡してください。

2 点検

(1) 危険箇所の定期的・臨時的・日常的に点検

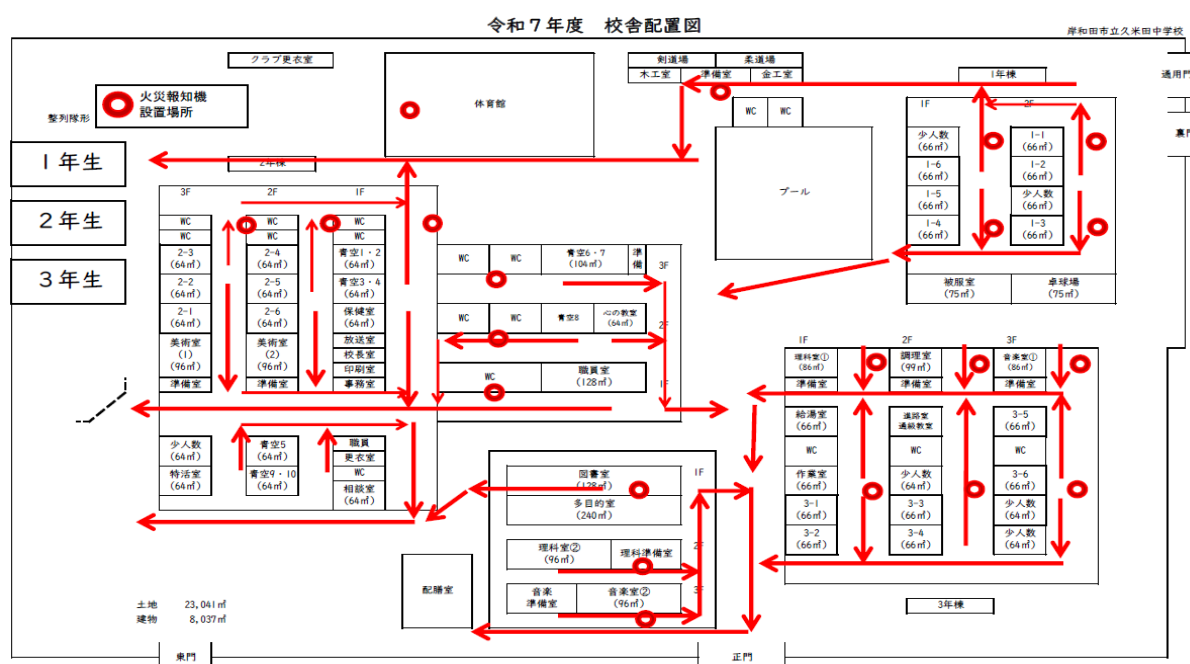
- ① 関係者と合同点検を実施
- ② 複数の目で危険箇所を視察し分析
- ③ 校内・通学路上の危険箇所において、生徒の様子を観察し、改善すべき環境条件と指導上の課題を適宜見出す。

防犯の視点 □不審者侵入防止用の設備 □警報装置、監視システム、通報機器等の作動 □避難経路の複数確保 □出入口の施錠状態 □通学路にある犯罪発生条件（死角・外灯の有無など）	交通安全の視点（通学路） □歩道や路側帯の整備状態 □車との側方間隔 □車の走行スピード □右左折車両のある交差点 □見通しの悪い交差点 □側道施設の出入口 □渋滞車両・駐車車両の存在	防災の視点 □天井材、外壁等の非構造部材の落下防止 □書棚・家具等の壁・床への固定 □警報装置や情報機器等の作動 □避難経路・避難場所 □通学路にある災害発生条件（土砂災害・洪水など） □遊具等の劣化	校内事故防止の視点 □天井材、外壁等の非構造部材の落下防止 □体育館の床板等の建材・遊具等の劣化 □窓・バルコニーの手すり等の点検 □防火シャッター等の点検 □プールサイドの床、鉄板
--	---	--	--

3 避難訓練

- ・避難訓練は危険等発生時に危機管理マニュアルに基づく教職員の役割の確認を行うとともに、児童生徒等が安全に避難できるよう実践的な態度と能力を養うことを目的とする。
- ・事前にどのような危険があるのか、何から避難するのか、各危険に対してどのような避難行動をとればよいか、どの時機で避難行動をとることが望ましいか、明確にしておく。
- ・学校環境や周辺の地形等の特性、岸和田市作成のハザードマップ等を基に、具体的に避難場所や避難経路を設定し、避難計画を立て危機管理マニュアルに位置付けておく。

【基本の避難経路】



※不審者や、火災時は発生場所を避けて避難する。

4 教職員研修

学校安全計画に教職員の研修を位置づけ、「事前」・「発生時」・「事後」の三段階の危機管理に対応した校内研修を行う。

- ☐ 危機管理マニュアルに基づく防災・防犯等の避難訓練（学期に1回実施）
- ☐ A E Dを含む心肺蘇生法などの応急手当に関する研修（4月）
- ☐ エピペンの使用方法を含むアレルギーへの対応に関する研修（4月）
- ☐ 子どもに対する安全教育に関すること（交通安全・防犯教育・防災教育等）
- ☐ 子どもの心のケアに関すること

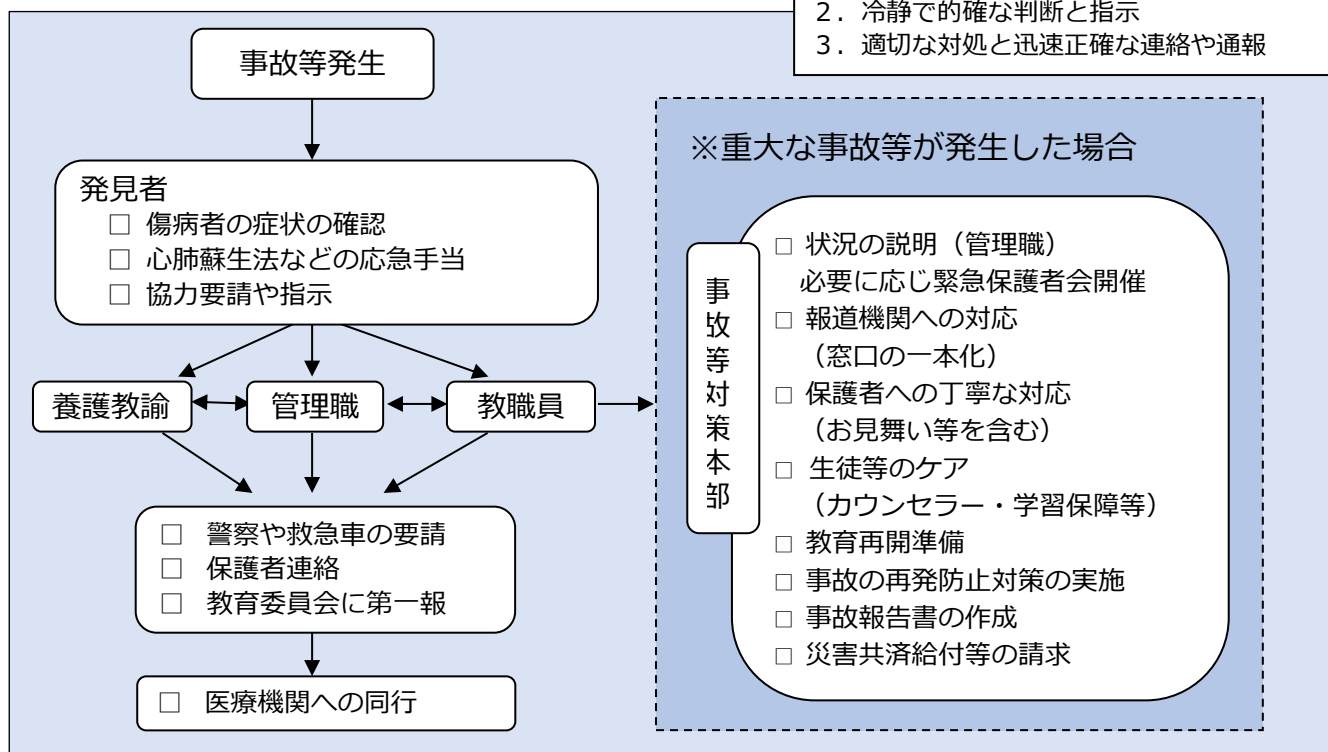
5 安全教育

- ・登下校中や休日など児童生徒等しかいない場合であっても、児童生徒等自身が危険を予測し、危険を回避する能力を身に付けたり、自ら考えて判断したりする能力を育てる。
- ・避難訓練等も含めた安全教育に関する内容を、学校安全計画に位置付け、教育活動全体を通じて系統的・体系的な安全教育を行う。

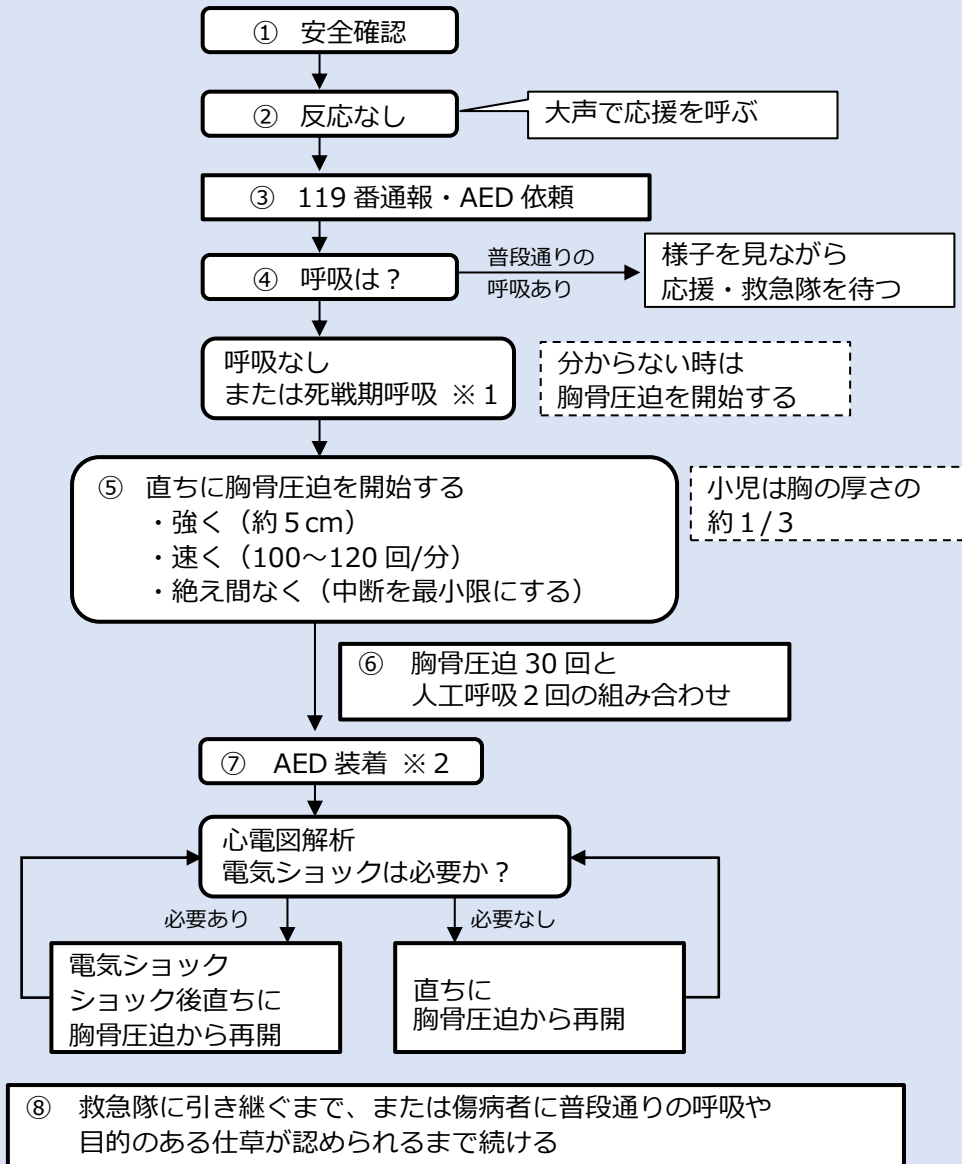
第2章 個別の危機管理（命を守る）

1 事故等発生時の対応の基本

（1）事故等発生時の対処・救急及び緊急連絡体制



一次救命処置の手順について



※1 【死戦期呼吸】

心肺停止が起こった直後には「死戦期呼吸」（しゃくりあげるような呼吸が途切れ途切れに起こる呼吸のこと）と呼ばれる呼吸が見られる場合もあるが、これは正常な呼吸ではない。救命処置においては、意識や呼吸の有無が「分からない」場合は、呼吸と思えた状況が死戦期呼吸である可能性にも注意して、意識や呼吸がない場合と同様の対応とし、速やかに心肺蘇生と AED 装着を実施する必要がある。

※2 【AED の使用】

AED の使用方法については、教職員研修等を通じて事前に知識・技能を身に付けておく。

（2）応急手当を実施する際の留意点

- ・事故等の態様によっては救命処置が一刻を争うことを理解し、行動する必要がある。
- ・生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも被害生徒等の救命処置を優先させ迅速に対応するなど適切に判断する。
- ・教職員は事故等の状況に動揺せず、周囲の生徒等の不安を軽減するよう努める。
- ・応急手当を優先しつつも、事故等の状況や対応、結果について適宜メモを残しておく。

(3) 被害生徒等の保護者への連絡の留意点

- ・当該保護者に対し、事故等の発生（第一報）を可能な限り早く連絡する。
- ・事故等の概況、けがの程度など最低限必要とする情報を整理したうえで連絡する。
- ・被害の詳細、搬送先の医療機関等、ある程度の情報が整理できた段階で第二報を行うとともに、正確かつ迅速な連絡に努める。

(4) 登下校時及び校外活動時における事故等発生時の留意点

- ・登下校時や学校外での学習時、部活動時など、教職員体制が通常と異なる場合の事故対応や連絡体制を整備しておく。事故等発生時には、発生場所へ向かい、生徒等の安否を確認する。
- ・校外での活動を行う際は、事前に活動場所の状況や気象状況等を十分に把握しておく。
- ・修学旅行等におけるグループ活動時や教職員から離れて活動する場合等は、生徒等から教職員への報告体制および保護者等への緊急連絡体制を整備しておく。
- ・校外マラソン大会や部活動の遠征時など、校外で活動を行う場合、AED使用の可能性がある場合、事前に設置箇所を確認したり、持参したりするなどの対応をとる。
- ・体育の持久走の単元で久米田池を利用する際においてもAEDを持参する。また、携帯電話を体育教員は必ず所持し、緊急時に迅速に対応できるようにする。また授業の際、生徒の健康状態も丁寧に確認し把握に努める。

2 様々な事故への対応

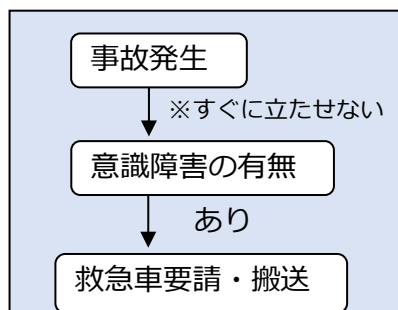
(1) 頭頸部外傷への対応

コンタクトスポーツ（ラグビー、柔道、サッカー等）や回転運動等を伴う競技での、転倒や投げ技により、地面や畳、床等で頭部を強打したり、脳が激しく揺さぶられたりすることや、友人同士のトラブル等での転倒・頭部強打により、「脳振盪」「急性硬膜下血腫」「頸髄・頸椎損傷」等を引き起こす可能性がある。

【1】頭頸部外傷の予防のために

頭頸部外傷事故は男子に多く、体格の発達や運動能力の向上に伴って増加する。部活動においては競技経験の浅い初心者に事故が起こりやすい。発達段階や技量に応じた活動計画を立て、適切な指導を行うことが重要である。無理な練習や施設設備の不備等がないように注意する。
また、友人同士のトラブル等、日ごろからしっかりと児童生徒の人間関係を観察し、トラブルが起こらないように未然防止が必要である。

【2】頭頸部外傷事故発生後の対応について



<留意点>

- ・脳振盪の一項目である意識消失（気を失う）から回復した場合も、速やかに受診し医師の指示を仰ぐこと。
- ・頭部打撲の場合、その後、6時間くらいは急変の可能性があるため、帰宅後の家庭での観察も必要となる。
- ・頸髄や頸椎の損傷が疑われる場合、動かすことによって重症にしてしまう危険性があるので、できるだけ救急隊に搬送してもらう。

※平成 26 年 9 月 15 日に生じた岸和田市立中学校での事案

独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校事故事例検索データベース」に掲載

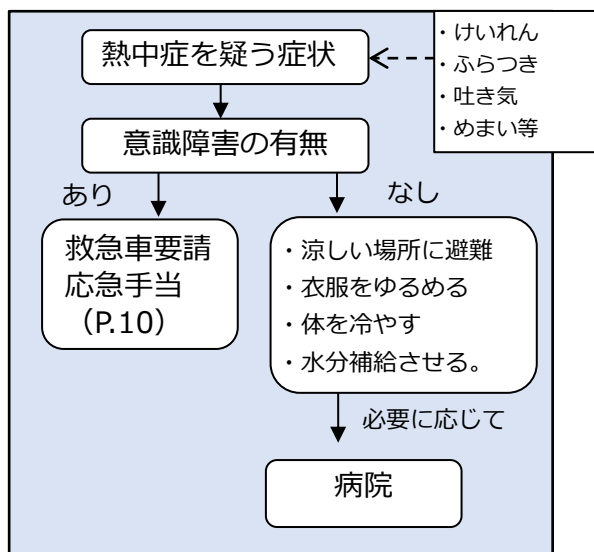
(2) 熱中症への対応

学校管理下での熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動時である。それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生することがあるので注意する。

【1】 熱中症予防のために

- ・運動実施場所に掲示した、気温・湿度計を随時見て無理のない活動の実施に努める。
- ・環境温湿度または WBGT（湿球黒球温度）等を測定し、『熱中症予防運動指針』（（公財）日本スポーツ協会）等を参考に運動を行う。
- ・水分補給は、0.1～0.2%程度の食塩水を補給するのが望ましい。
- ・運動前の体調チェックや健康観察を行い、体調の悪い人は暑い中で無理に運動させない。
- ・梅雨明けなど急に暑くなったときは、体が暑さに慣れていないので、暑さに慣れるまでの1週間くらいは、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らしていく。

【2】 事故発生時の対応について



【参考】

- ・『学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究』－体育活動における頭頸部外傷事故防止の留意点－調査研究報告書（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- ・『熱中症を予防しよう』（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

(3) 食物アレルギーへの対応

【1】 アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

- ・配慮や管理が必要な生徒等を把握するため、対象となる生徒等の保護者からの申請書や、医師の診断に基づく『岸和田市学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）』の提出を必須とする。また、それに基づく個別の対応方針を教職員全員で情報共有して対応にあたる。
- ・学校給食における食物アレルギー対応は、『学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン』（岸和田市教育委員会 平成30年11月改訂）に基づき、市内統一した対応とする。
- ・校長は食物アレルギー対応委員会を設置し、生徒の食物アレルギーに関する情報を集約するなど組織的に対応する。
- ・アレルギーの原因が不明の生徒に対しては、朝の2時間、食後の2時間の観察をしっかりと行う。また、職員全体が当該生徒について周知しておく必要がある。
- ・職員会議などにおいて、食物アレルギーを持つ生徒をについて全体で周知を徹底する。
- ・保健室のエピペンの保管場所、また個人で所有する場合においても保管場所を全体で共有する。

【2】日常の取組と事故予防

・学校生活管理指導表を踏まえた日常の取組

- ・「給食」や「食物・食材を扱う授業・活動」、「運動」、「宿泊を伴う校外活動」等、学校生活管理指導表における『学校生活上の留意点』に基づく取組を行う。
- ・食後の体育、昼休憩の運動などにおいては、特にアレルギー該当生徒の状況をしっかり観察しておく必要がある。なお、体育の食後の持久走においては校外での活動のため該当生徒においては、エピペンまたは内服薬を持参していく。

・給食時間における配慮（教室での対応）

日々の繰り返しの中で、確認作業が形骸化しないように注意が必要であり、給食時間中に誤食事故等が起きないようにルールを決めておく

- | | |
|------------------------------------|---|
| ☐ 献立内容の確認 | ☐ おかわり等を含む喫食時の注意 |
| ☐ 給食当番の役割確認 | ☐ 片づけ時の注意 |
| ☐ 配膳時の注意 | ☐ その他交流給食などの注意 等について |

- ① アレルギー該当生徒においては、月間の献立を保護者に配布し確認をしてもらいサインをしてもらう。また、確認が漏れていないか各学年の保健食育係と養護教諭により再度確認を行う。
- ② 確認した、献立表（マークを記入したもの）を学年の黒板に掲示し、学年の職員全員が周知する。
- ③ 担任は、日々のクラスの献立を黄色のファイルと、献立表をもとに確認し、誤食のないよう食事初めに該当生徒の給食を確認する。

・食物アレルギーに関する指導

- ・食物アレルギーを有する生徒等が、自分の病気や治療（除去、誤食時の対応）を知ることはもちろん、他の生徒等にも理解や協力が得られるように配慮する。
- ・当該生徒等の保護者の意向やプライバシーに十分配慮しながら、発達段階に応じて、他の生徒等にも食物アレルギーについて理解させる指導を行うよう努める。
- ・当該生徒が、食品表示（学校給食献立表の成分表などを含む）を読み取る指導等を学校や家庭においても行い、自己管理能力を育成するとともに、体調に異常を感じた時に、状況に応じて適切に対処する力を育むよう努める。
- ・なお、食物アレルギーを有する生徒等を指導する際には、当該生徒等の気持ちに寄り添うことが重要である。

【R5 エピペンの保管場所】

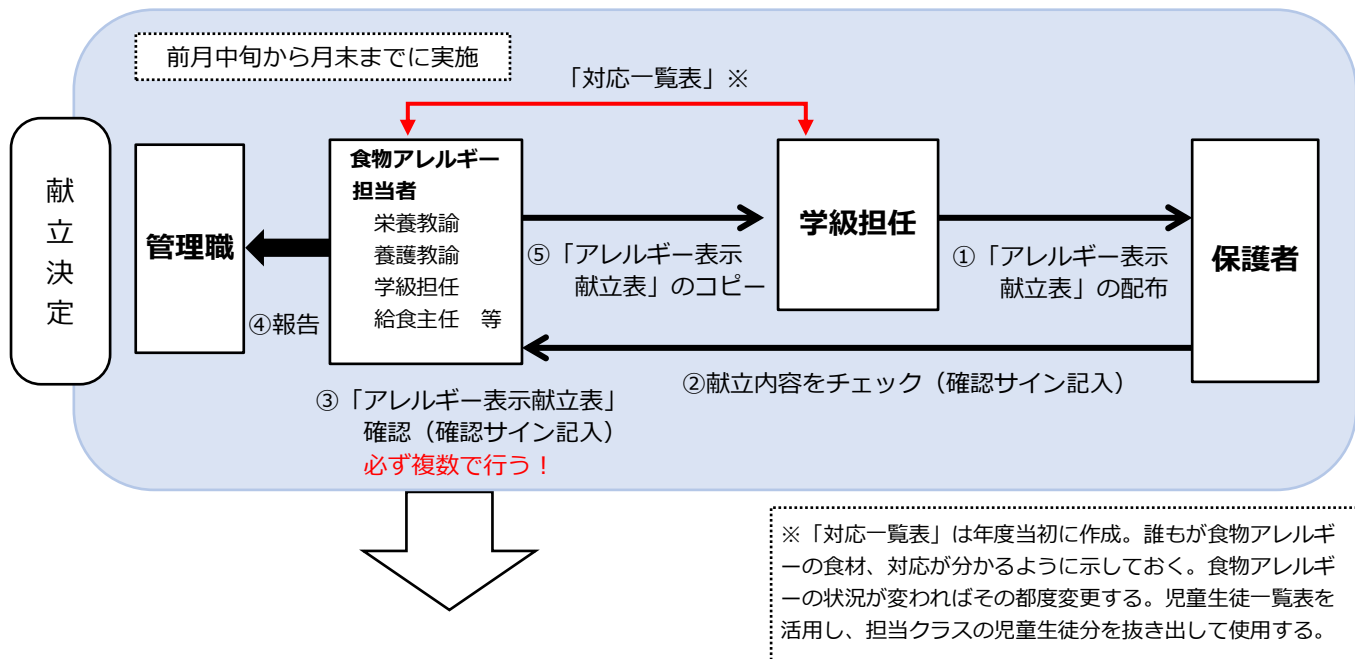


保健室入口からみて右側ロッカー
（書物庫）にて保管

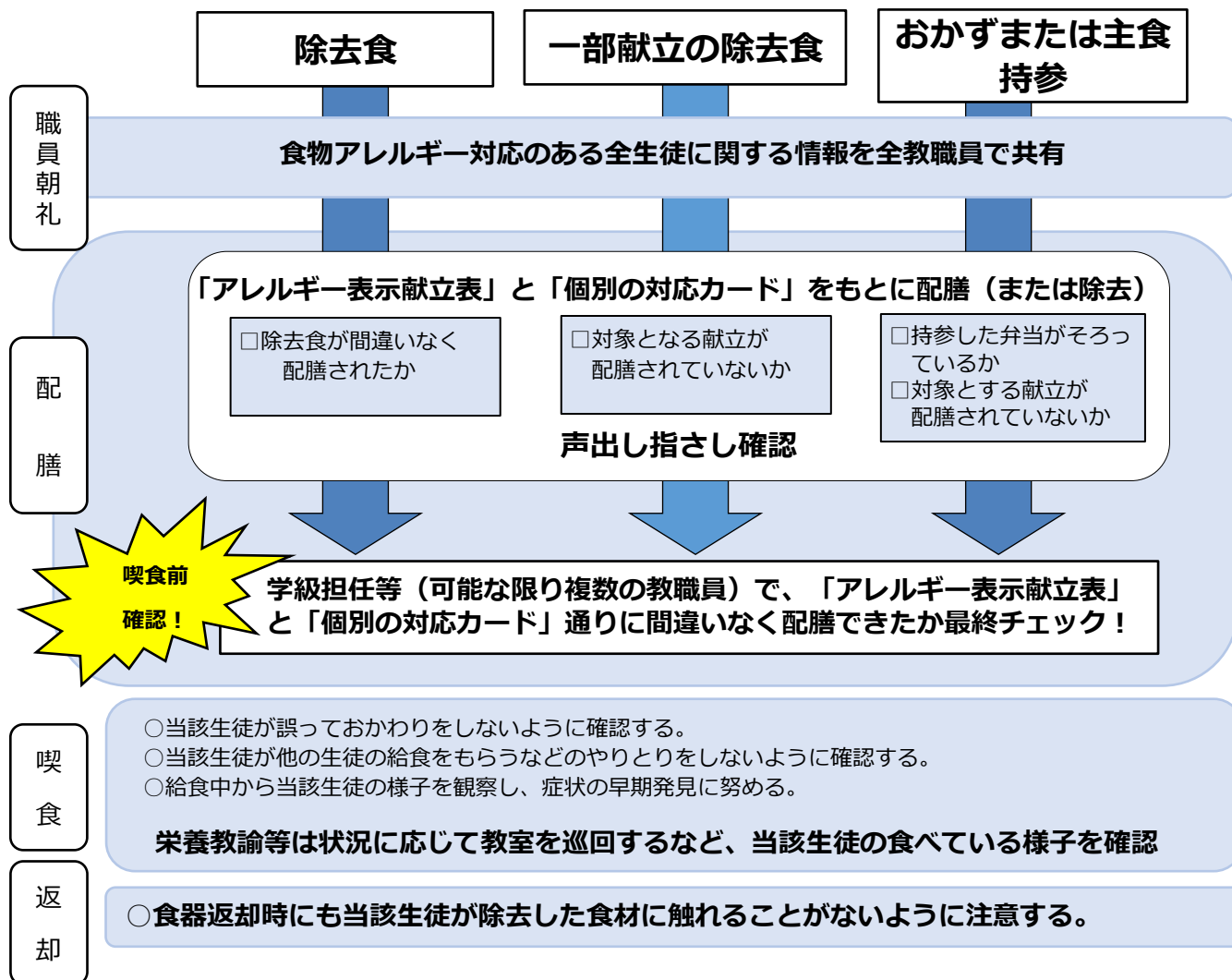


ロッカーに鍵はかかっていない。
左側から開け、紙袋の中にエピペンが入っている。使い方も一緒に入れているので、持ち出す際はセットにして持ち出す。

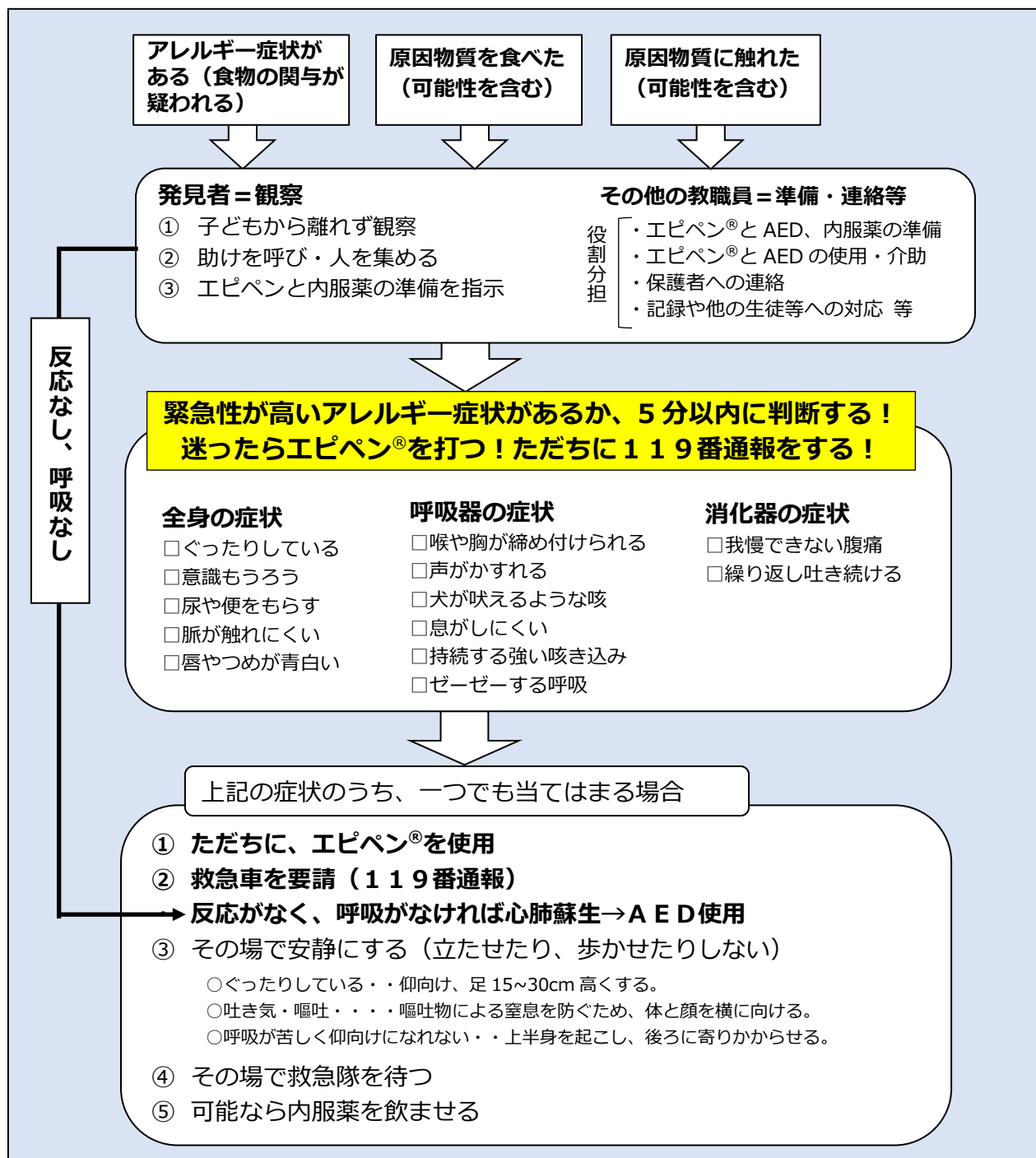
食物アレルギー対応チェック方法



【食物アレルギー対応 実施日の流れ】



【アレルギー症状への緊急時の対応手順】



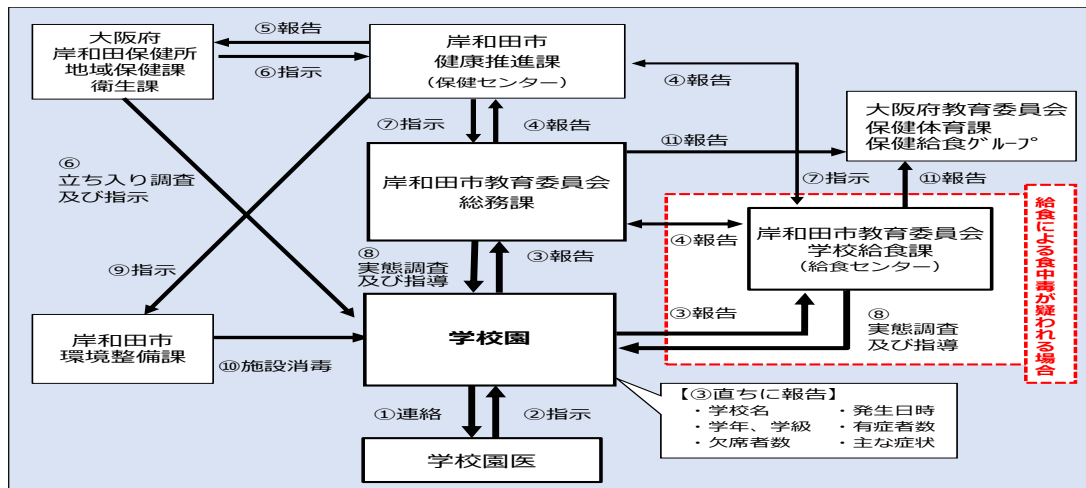
【その他の留意点】

- ・観察の開始時刻やエピペン®の使用時刻、5分毎の症状や内服薬を飲んだ時刻を記録しておく。
- ・学校で症状が回復した場合でも、数時間後に再度、症状が出る場合があるので、保護者に迎えに来てもらう。状況を説明したうえで、医療機関の受診を勧める。
- ・緊急性が低い場合は、内服薬を飲ませ、保健室または安静にできる場所に移動させる。5分ごとの症状を注意深く経過観察し、症状に応じて速やかに医療機関を受診したり、救急車を要請したりする。

【参考】『学校における食物アレルギー対応ガイドライン』（大阪府教育委員会 平成 29 年 2 月）

『学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン』（岸和田市教育委員会 平成 30 年 11 月改訂）

『岸和田市学校給食の食物アレルギー対応に関する教育委員会の方針』（岸和田市教育委員会 平成 30 年 2 月）



【食中毒および感染症等の発生時または疑われる場合】

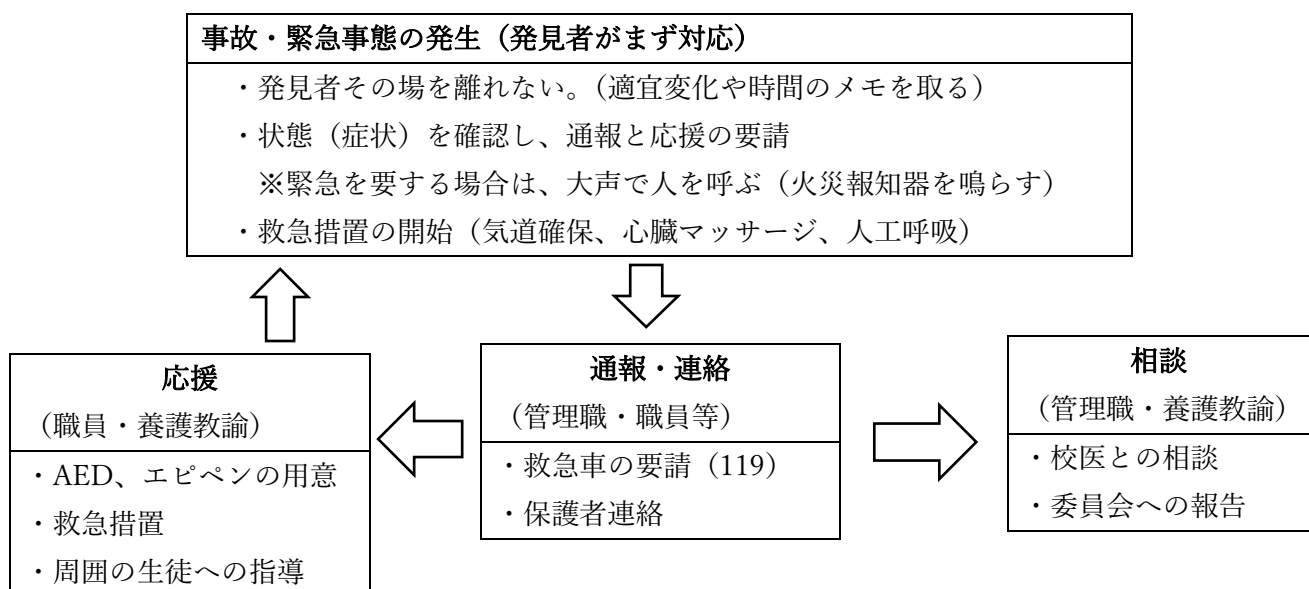
学校においては、感染拡大の防止に努めるため、早急に学校医に連絡し指示を仰ぐとともに、岸和田市教育委員会（総務課）に報告し、連携して対応にあたる。

【学校給食による食中毒等が疑われる場合】

早急に学校医に連絡し指示を仰ぐとともに、岸和田市教育委員会（学校給食課）に報告し、連携して対応にあたる。

○具体的な事象に対する初期対応A

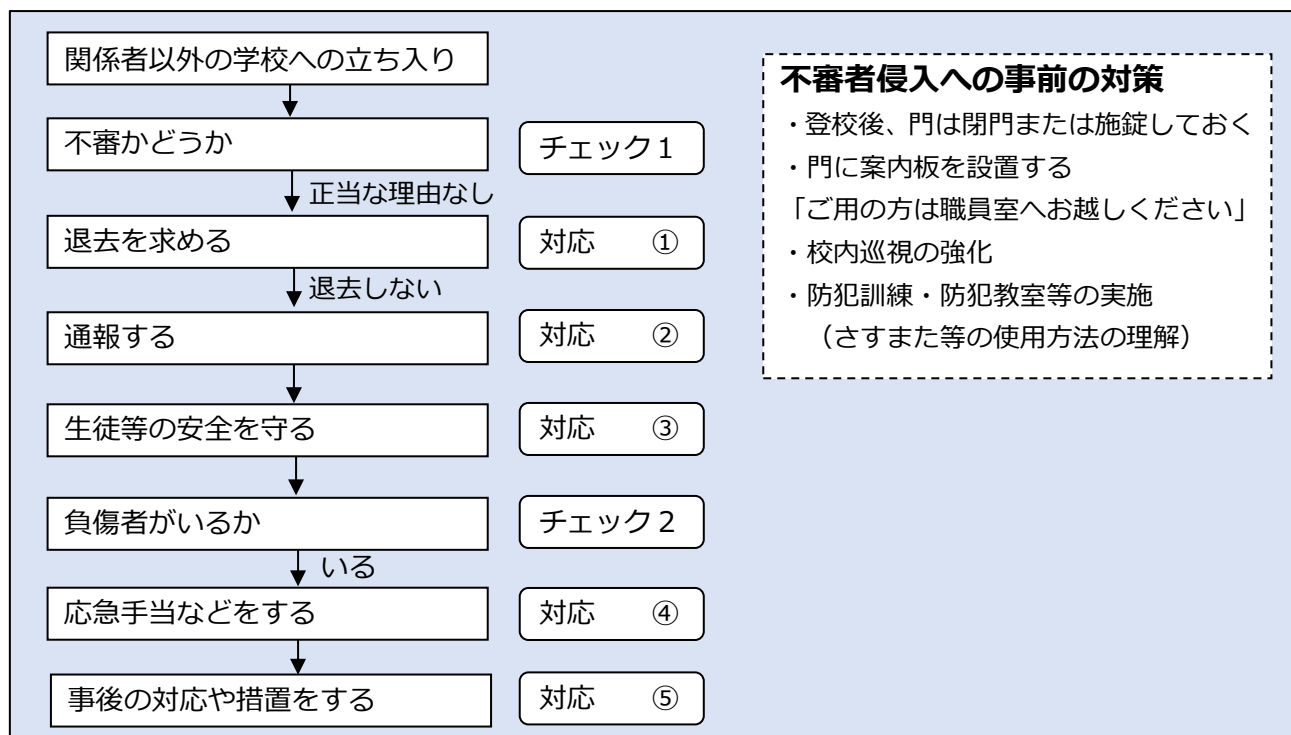
- ① 学校事故（ケガ）・健康被害（急病、食中毒・感染症、アレルギー性ショック等）発生時の対応
 - ・基本は、「保健室利用のしおり」「食物アレルギー緊急対応マニュアル」に沿って対応する。
 - ・配慮の必要な生徒に関しては、その対応について全職員で共通理解を図る。
 - ・日常的な健康調査を行い、個々の生徒の状況を絶えず全職員で情報共有を行う。
 - ・救急法（AED、エピペンの使い方など）の必要な研修は、全職員参加で毎年行う。



☆医療機関一覧		
科目	医療機関名	電話番号
内科	亀井病院（校医）	4 4 5 - 0 2 2 2
	桜台クリニック（校医）	4 4 7 - 7 0 1 0
歯科	北川歯科（学校歯科医）	4 2 7 - 8 6 8 6
	清原歯科（学校歯科医）	4 3 7 - 1 2 8 2
整形外科	矢倉整形外科	4 4 4 - 1 1 2 0
耳鼻科	横田耳鼻咽喉科	4 4 1 - 3 3 8 7
眼科	岩崎眼科くめだ	4 4 4 - 4 9 5 5
薬剤師	みらい薬局（学校薬剤師）	4 2 9 - 1 3 3 1
形成外科 首から上のけが	岸和田市民病院	4 4 5 - 1 0 0 0
	徳洲会病院	4 4 5 - 9 9 1 5
	葛城病院	4 2 2 - 9 9 0 9

3 不審者侵入への対応

- ・日常的に全職員が校内の巡視を行う。
- ・始業前、正門前で職員による登校指導を実施。
- ・正門、裏門、通用門は、生徒の登校後、本鈴から下校時刻まで閉める。
- ・来校者に対しては、身元と用件の確認をする。



チェック1 不審者かどうかを見分ける

- (1) 来校者として不自然なことはないかをチェックする。
 - ☐ 不自然な場所への立ち入りや、不自然な言動、暴力的な態度は見られないか。
 - ☐ 凶器や不審物をもっていないか。
- (2) 声を掛けて、用件をたずねる。
 - ☐ 教職員に用事がある場合は、氏名・学年・教科等の担当が答えられるか。
 - ☐ 保護者なら、生徒等の学年・組・氏名が答えられるか。

対応① 退去を求める（正当な理由がない場合）

- (1) 他の教職員に連絡して協力を求める。
 - ・複数人での対応を基本とする。
 - ・自身の安全のため適当な距離をとりながら、多くの教職員が駆けつけるのを待つ。
- (2) 言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。
 - ・対応する際は、相手が手を伸ばしても届かない距離を保つ。
 - ・毅然とした態度で対応し、不審者には背を向けないようにする。
 - ・できる限り、生徒等がいる場所に向かわせないようにする。
- (3) 退去に応じない場合には、不審者とみなし「110 番」通報する。
 - ・退去に応じない場合は、生徒等に危害を加える可能性があると考える。
- (4) 退去後も再び侵入しないか見届ける。
 - ・門や入口は必ず閉めて施錠しておく。
 - ・警察や教育委員会に連絡し、校区内のパトロールの強化や近隣の学校等に情報提供を行う。

対応② 通報する

- (1) 校内緊急通報システムや校内放送等を用いて他の教職員に応援を求め「110 番」通報、教育委員会へ緊急連絡する。
 - ・不審者がまだ暴力的な言動をしていない場合は、サイレンを鳴らさずパトカーに来てもらうことも検討する。
- (2) 校内に立ち入られた場合、相手を落ち着かせるために別室に案内して隔離することを試みる。
 - ・生徒等から遠い位置にある部屋に案内する（別室に隔離する場合は教職員の安全を最優先する）。
 - ・隔離できない、暴力の抑止が困難である場合には、直ちに対応③に移る。
 - ・複数の教職員で案内する（1対1にならない）。その際、危害を加えられる可能性があるため、前ではなく、横を歩くようにする。
 - ・別室では、不審者を先に部屋の奥へ案内し教職員は身を守るために入口近くに位置する。
 - ・教職員がすぐに避難できるように、別室の出入口の扉は解放しておく。
- (3) 所持品に注意して警察の到着を待つ。
 - ・凶器をカバン等に隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。
 - ・警察官を案内する教職員を決めておく。
- (4) 生徒等を避難させるかどうかを判断する。
 - ・生徒等を避難させるのと教室に留まらせるのと、どちらが安全かを素早く冷静に判断する必要がある。避難させる場合には、役割分担に応じて安全に誘導するなど、警察により不審者が確保されるまでの間、児童生徒等の安全を守る。
 - ・避難を指示する場合は、あらかじめ決めておいた文言で放送を流す。

<避難指示>

「これから緊急集会を開きますので、全員〇〇に集合してください。なお、〇年生は〇〇教室前の階段を使用してください。」

<待機と支援要請>

「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで全員教室で待機してください。保健安全係の先生は校長室へ集まってください。」

<全教職員に至急周知>

「荒木教頭先生、〇〇に来てください」（〇〇は不審者の居場所）

対応③ 生徒等の安全を守る

（１） 防御（暴力の抑止と被害の防止）する。

- ・生徒等に危害が及ぶおそれのある事態では、生徒等の生命を守るため極めて迅速な対応が必要である。不審者の確保は警察に任せるべきであり、教職員は警察が到着するまでの時間を稼ぐことを優先する。
- ・２－３人の教職員では刃物を持った不審者を抑止し、移動を阻止することは極めて困難である。応援に駆け付ける場合は、できるだけ多くの教職員が防御に役立つ物を持って取り囲む。
- ・生徒等から注意をそらさせ、不審者を生徒等に近づけないようにすることで、被害（の拡大）を防止しながら、警察の到着を待つ。

●防御に役立つもの

- ・さすまた
- ・消火器
- ・机・椅子
- ・傘

（２） 避難の誘導をする。

- ・教室等への侵入の緊急性が低い場合や避難のために移動することで不審者と遭遇する恐れがある場合は、教室等で待機させる。
- ・教室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくても、生徒等が避難できるよう不審者対応訓練などを実施しておく。

チェック２ 負傷者がいるか

- ・負傷者を発見したら速やかに 119 番に通報する。
- ・逃げ遅れた生徒等の有無を把握する。
- ・全ての生徒等と教職員の無事が確認されるまでは「負傷者なし」という判断をしない。

対応④ 応急手当などをする

- ・一刻を争う容体の負傷者を見つけた場合、管理職の判断を仰がずに救急車を要請する。

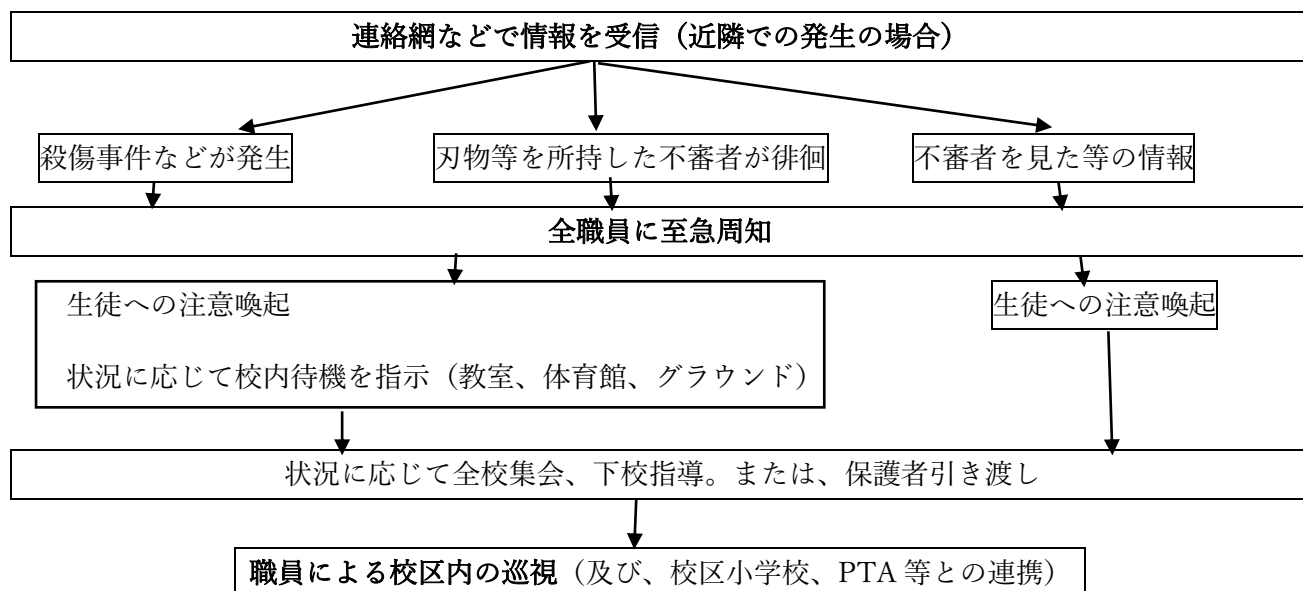
対応⑤ 事後の対応や措置をする

- ・不審者の暴力行為等により、生徒等や教職員が死傷する事故等があった場合は、速やかな情報の整理と提供、保護者への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となる。
- ・暴力行為等を目撃して強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる生徒等には、心のケアを行う。

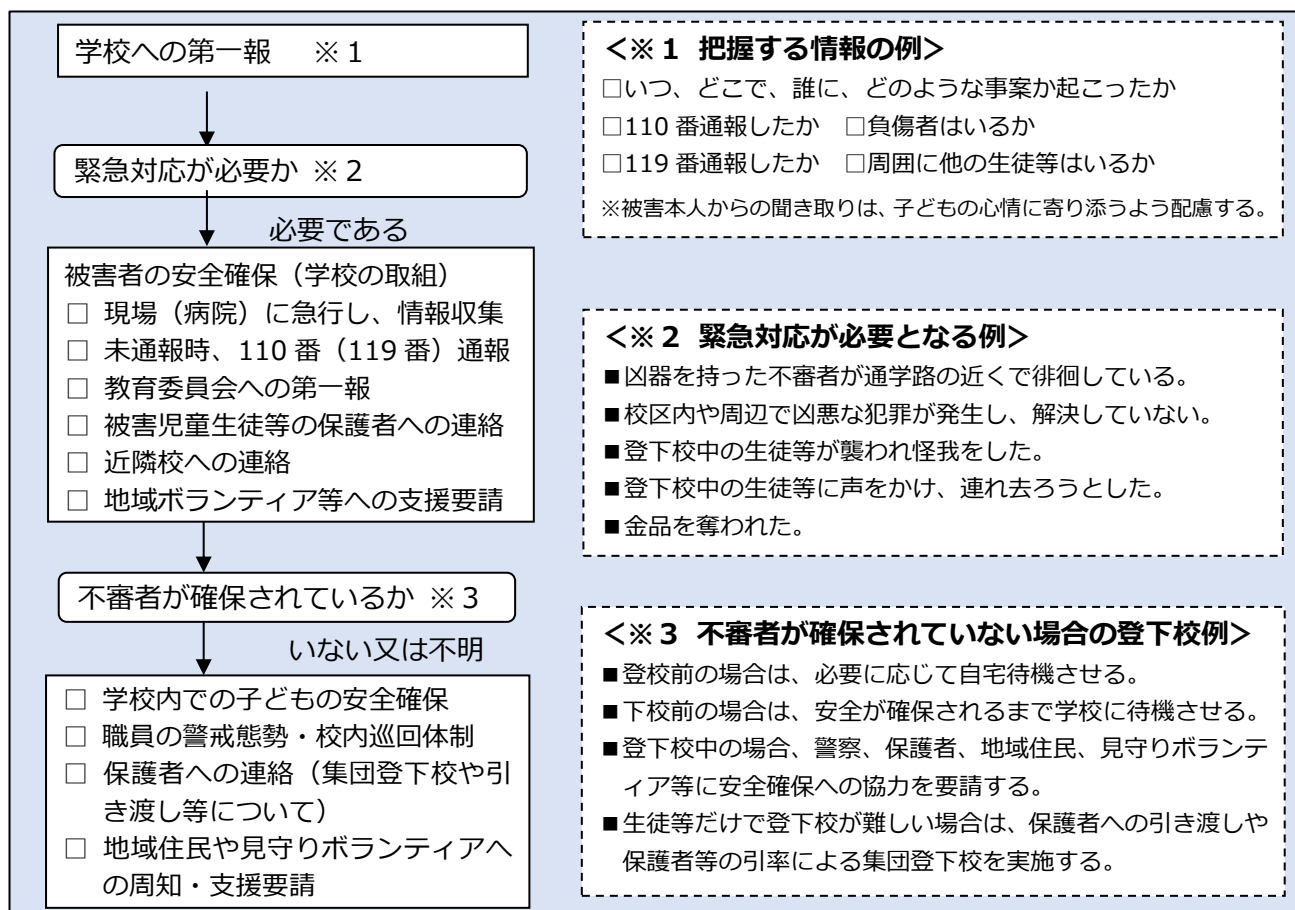
具体的な事象に対する初期対応B

近隣での不審者情報、凶悪事件発生時の対応

○日常的に警察、地域のボランティア組織などと連携し、必要に応じて以下のような対応を行う。

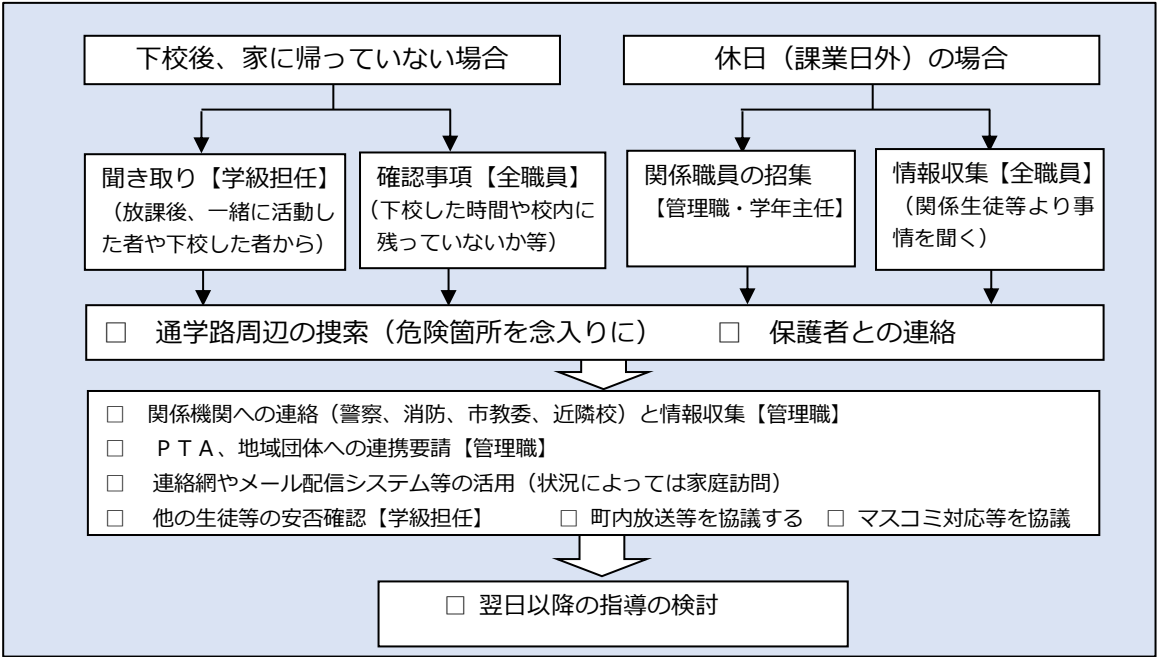


4 登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応



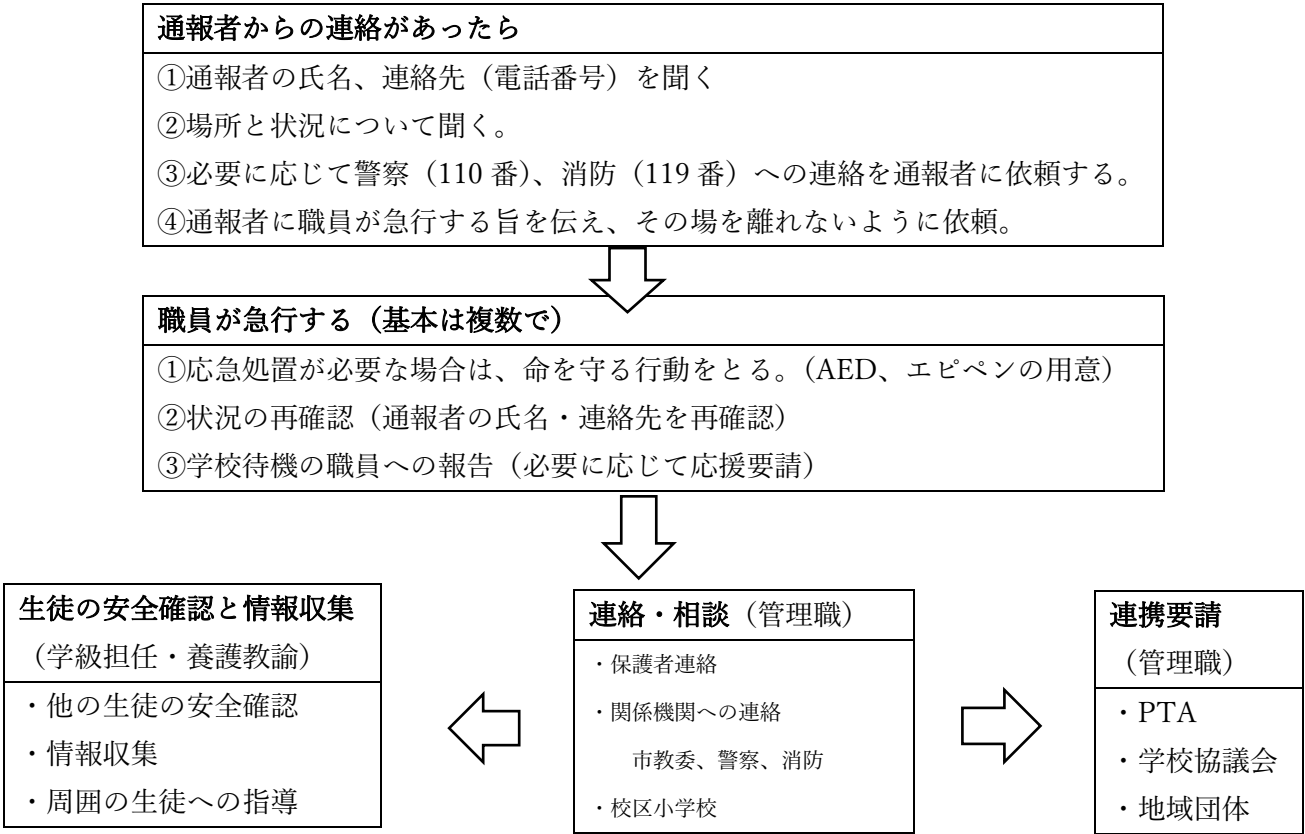
行方不明者の基本的対応について

情報を受けた者から、校長へ速やかに連絡を行う。
その後は、校長の指揮のもと行動する。



登下校中の生徒の事故や行方不明などの通報に関する対応

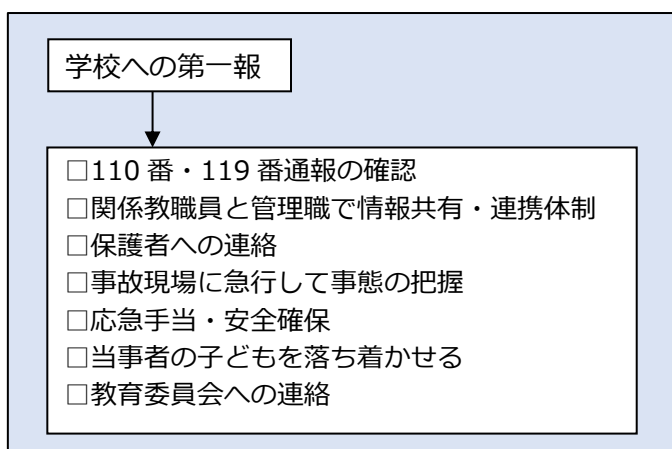
- 通報者の氏名・連絡先を聞き、緊急の場合は、通報者自身に 110 番（119 番）を依頼する。
- 職員は急行するが、通報者にはその場を離れないように指示をする。



関係機関	
岸和田市教育委員会（学校教育課）	4 2 3 - 9 6 8 3
岸和田警察（少年係）	4 3 9 - 1 2 3 4
八木北小学校	4 4 3 - 6 6 3 1
八木南小学校	4 4 5 - 5 8 9 4
八木小学校	4 4 5 - 0 0 4 9

5 交通事故への対応

【交通事故発生後の初期対応】



【重大かつ深刻な交通事故の場合】

事故の情報を整理し、警察・医療機関・PTA等と連携しながら、容体の把握、保護者への対応、今後の対応策や再発防止策、他の生徒等への指導などを検討する。また、緊急の対策本部を設置し、迅速な対応を講ずる。

【当事者となった生徒等への対応】

事故当事者にはとるべき対応（警察等への通報や加害者の責任）がある。発達段階等により自らの力で適切に対応できない場合があるので、事故後に生徒等がとった行動を確認し、対応が不十分の場合は保護者と連携のうえ、必要な支援・指導を行う。

【心のケアについて】

次のような場面を経験した場合には、事故当事者以外の生徒等も含め、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性が高くなるので、適切なケアが求められる。

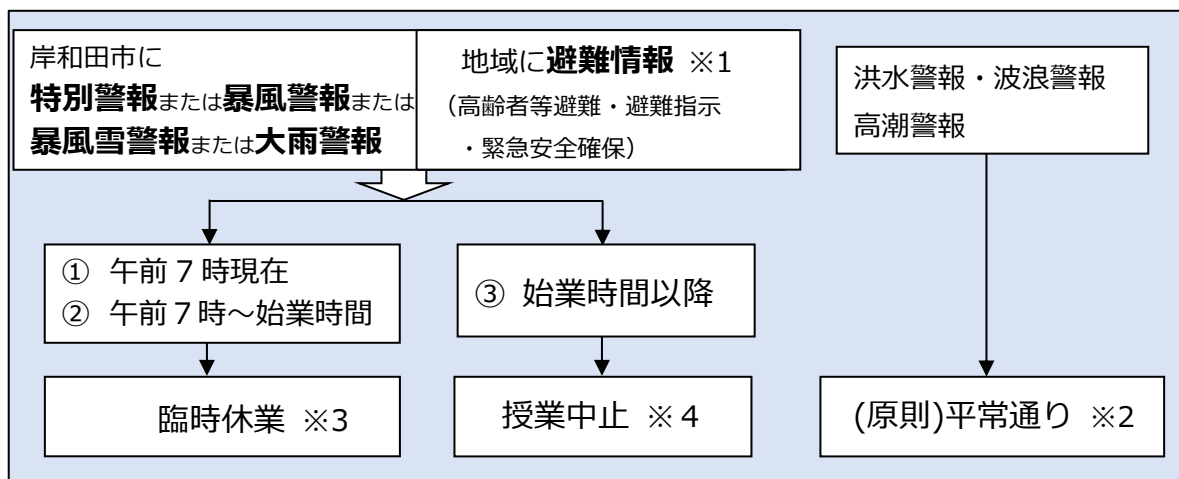
- 家族や友人が死亡重傷事故に遭うのを目の当たりにした。
- 生徒等が加害者となり、他者に大けがを負わせた。
- 自分の行為が原因となり、他者を事故に巻き込んだ。

【交通事故防止のための事前の対策】

- ・生徒等の登下校時の行動を観察し、登下校指導を行う。また、年度初めに安全な登校の仕方について説明する。
- ・定期的に通学路の点検を行い、危険箇所を抽出し、除去していく取組みを推進する。
- ・生徒等が発達の段階に応じて、事故を起こした時の対応の仕方や加害者の責任について理解できるよう指導しておく。
- ・自転車保険の加入義務化（「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」平成 28 年 7 月）については、保護者にも周知しておく。
- ・交通安全教室を通じて、日頃から交通ルールを遵守した行動や危険予測・危険回避ができるよう指導しておく。

6 気象災害への対応

【気象警報等発令時の学校園対応】（岸和田市教育委員会 令和 6 年 4 月改訂）



※ 1 地域に避難情報(高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保)が出ている又は出された場合、当該学校園は特別警報または暴風警報、暴風雪警報または大雨警報発令時と同様の対応をとる。避難情報が出された地域を通学区に含む中学校も同様の対応とする。

※ 2 児童生徒等の安全上、問題が生じるおそれ等があると学校長が判断した場合は、臨時休業（市教委に事前連絡）、授業（保育）時間の繰上げ・繰下げ等の措置を講じる。

※ 3 大雨警報が長時間にわたる場合には、校区内の状況を把握したうえで、発令中でも授業を再開する場合がある。

※ 4 授業が中止となった場合でも下校させることが危険と判断した場合は、状況が改善されるまで学校で待機させる。

【気象災害への対応上の留意点】

- ・気象情報や河川情報、各自治体の避難に関する情報に留意し、できるだけ早期に対応を検討する。
- ・学校の対応や措置等について、保護者等へメール配信や電話等で連絡する。
- ・学校から休業等の連絡がなくても、自宅周辺において危険を感じたとき（信号機器の破損、道路の状況など）は、無理に登校させない判断が必要であることを保護者と共通に理解しておく。

【雷への対応における留意点】

＜積乱雲が近づくサイン＞

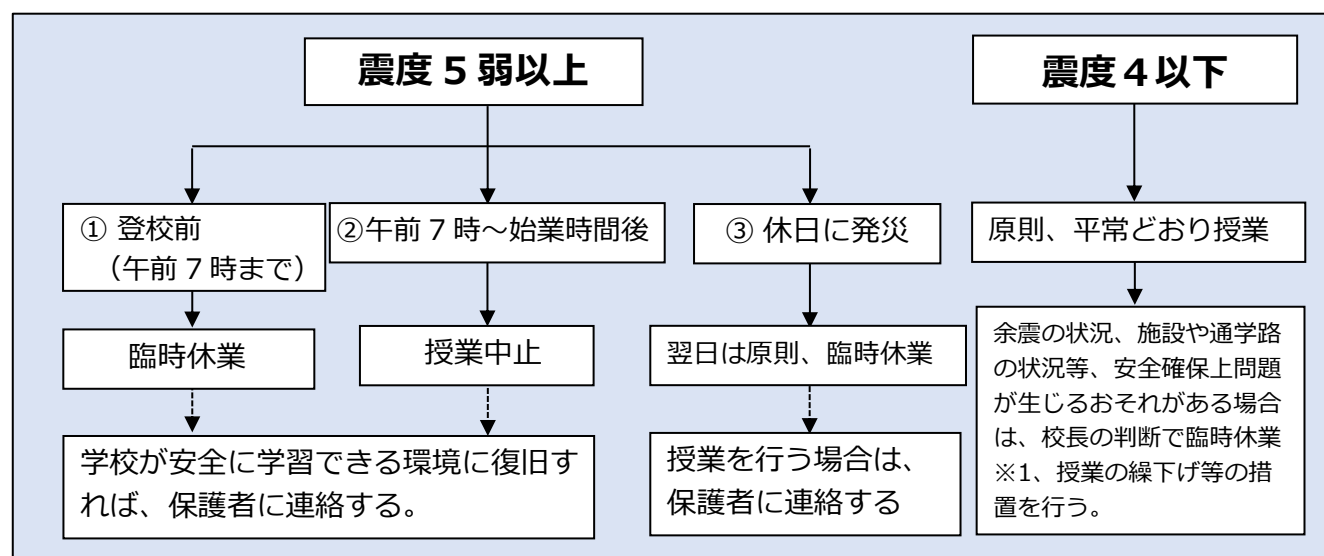
真っ黒い雲が近づいてくる、雷の音が聞こえてくる、急に冷たい風が吹いてくる など

危険を予知し、適切に判断・行動する

- ・部活動などの屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難する。
- ・下校前の場合は、情報を収集し、必要に応じて生徒等を待機させる（保護者に学校の対応を連絡しておく）
- ・雷鳴が聞こえた場合の安全確保について、生徒等自身が適切に行動できるように指導しておく。（姿勢を低くする、屋内に避難する、高い木の近くは危険であり、最低でも木から2 m以上は離れておくことなど）。

7 地震・津波への対応

【1】学校における地震対応指針（岸和田市教育委員会 平成30年4月）



※1 臨時休業の際は、校長が状況を判断し、教育委員会へ報告したうえで対応する。

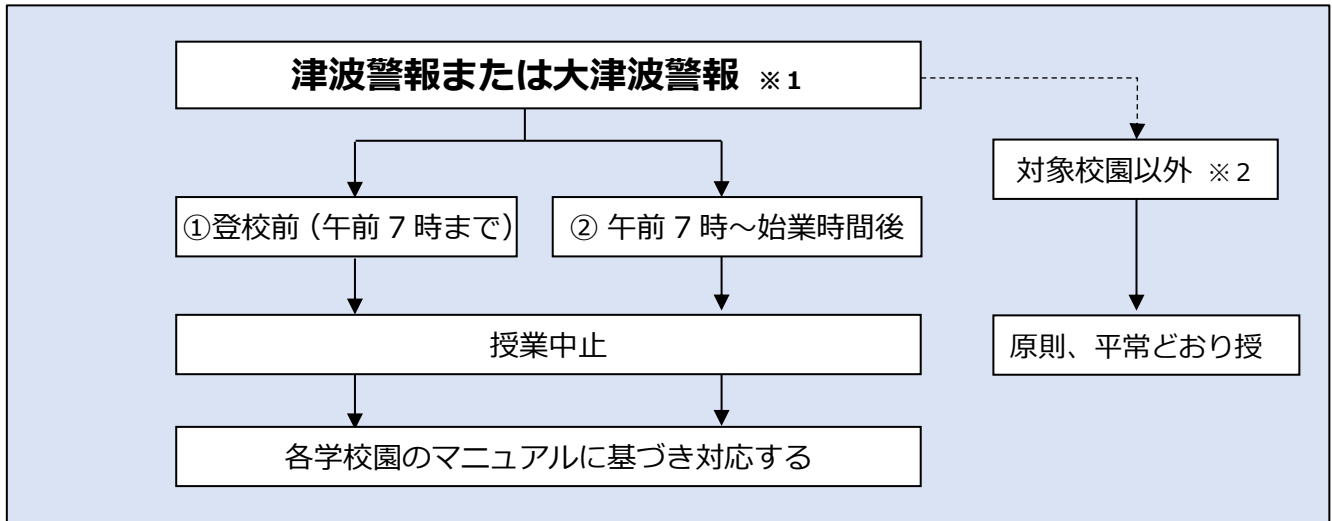
《震度4以下》

- ・原則、平常時対応を行う。ただし、余震の状況、学校施設や通学路の状況等安全確保上、問題が生じる恐れがある場合は、臨時休業、授業の中止、授業の繰り上げ・繰り下げ等の措置を行う。

【始業時中に地震が発生した場合】

- ・緊急地震速報発令又は大きな揺れを感じたときは、緊急放送を行い、身の安全確保（机の下に隠れ、頭を守る。窓ガラスから離れる）を指示する。
- ・揺れがおさまったら避難経路を確保し、速やかに運動場への避難を開始する。出席簿を持参し行方不明者がいないか確認する。また、負傷者、不明者がいないかの確認をする。
- ・生徒の安全が確認されたら関係機関への連絡を行い、地域の安全確認ができるまで、生徒は学校に待機させる

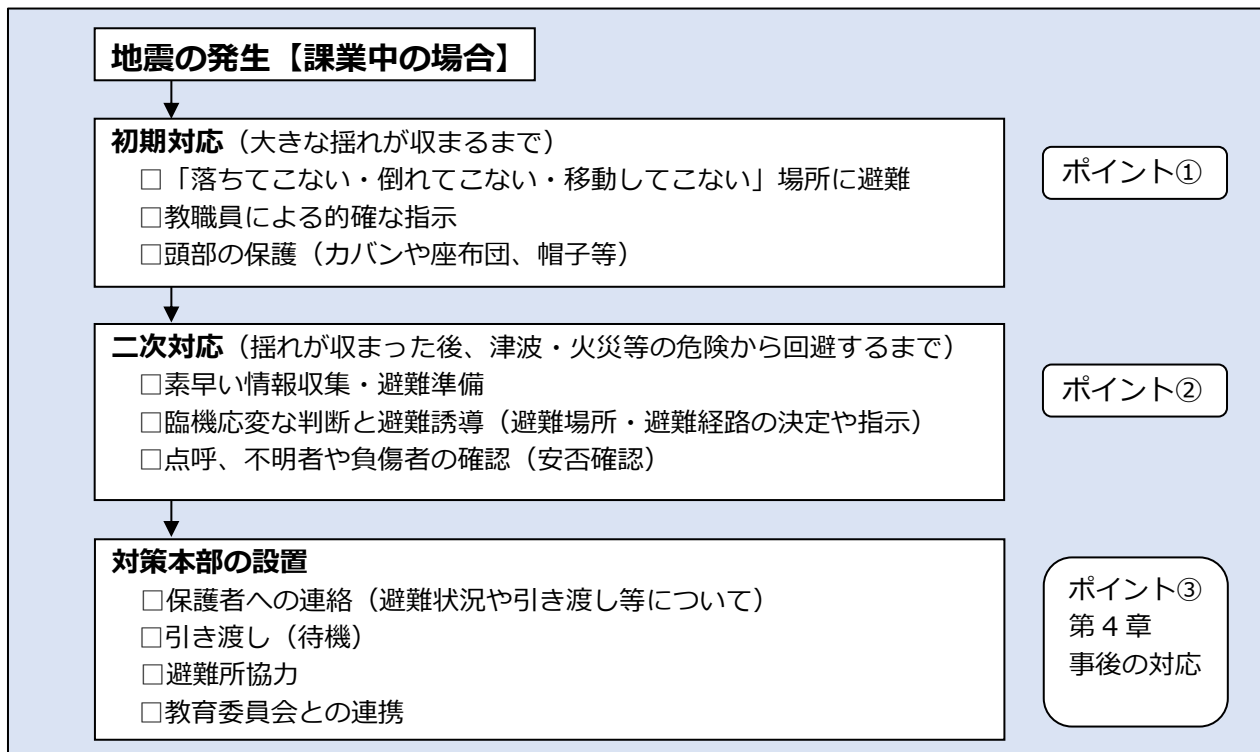
【2】 学校園における津波対応指針（岸和田市教育委員会 平成 30 年 4 月）



※1 対象校園は、南海本線以西に位置する学校園（中央小、岸城幼、浜幼小、朝陽幼小、春木幼小、大芝幼小、野村中、春木中）と南海本線以東に位置し、避難所に位置付けられた学校園（城内小、東光小、大宮幼小、城北幼小、新条幼小、岸城中、光陽中、北中）とする。

※2 対象校園以外は、原則、平常時対応とする（避難者の状況等により、臨時休業、授業中止、授業の繰上げ、繰下げ等の措置を行う）。臨時休業の際は、校園長が状況を判断し、教育委員会へ報告したうえで対応する。

【3】 地震発生時の危機管理について



※上記のフローチャートは、震度 5 弱以上の大規模地震発生の場合を想定しているが、地震発生時には、震度が判断できないので、初期対応の避難行動は震度に関わらず必要となる。

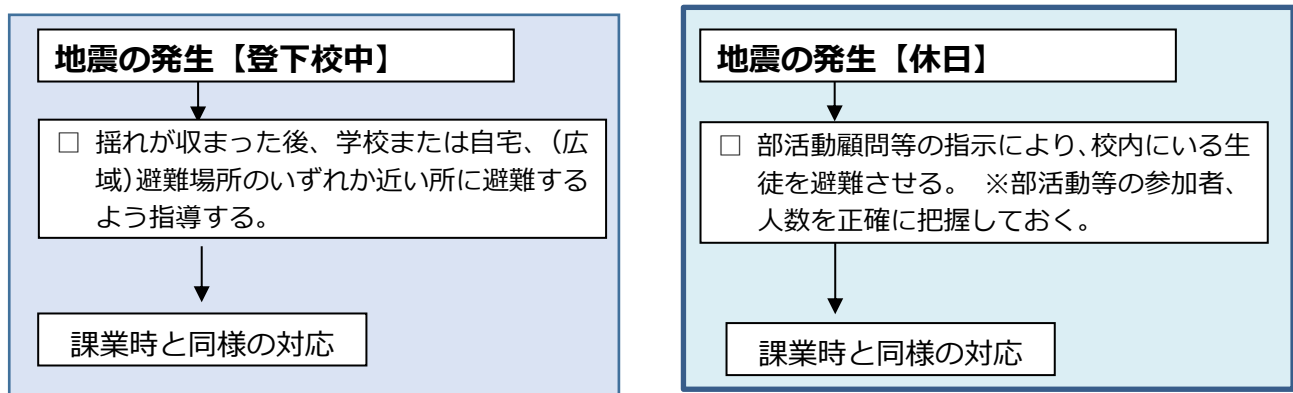
ポイント①【初期対応】

- ・校内放送が使えない、教職員が近くにいない場合でも、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけ出して身を寄せることを、日常の指導や避難訓練等によって養っておく。
- ・頭部の保護については、状況に応じて生徒等の安全確保に努める。

ポイント②【二次対応】

- ・基本的には、学校で決めた避難経路で迅速に非難する。ただし、破損がひどく通れない場合や、火災などが発生しているときは経路を変更し安全なルートでグラウンドに集合する。
- ・校外への避難（移動）時には、生徒を見失わないよう学級担任を先頭に教員を配置する。負傷者や配慮の必要な児童生徒等への対応も必要となるので、事前に訓練で実施しておく。

【登下校中または休日に地震が発生した場合】



＜校区の予想震度＞

- ・上町断層帯地震：震度 7

震度 7：揺れに翻弄され、自分の意志で行動できない。耐震性の高い木造住宅でも傾いたり、倒壊の恐れがある。

- ・南海トラフ巨大地震：震度 6 弱

震度 6 弱：立っていることが困難で、耐震性の弱い木造建築は倒壊する恐れがある。

【火災発生時の初期対応】

火災発生時の初期対応は、「基本的な初期対応」に準ずる

- ・発見者は、①大声、火災報知機等で通報し、応援を呼ぶ
 - ②生徒の安全を第一にして、すばやく避難誘導を行う
(特に煙に注意し、低い姿勢をとり、口にハンカチをあてる等の指示)
 - ③初期消火を行う(天井に火が回った段階では、消火器での消火は困難)
 - ④職員は、それぞれの役割分担に応じて、冷静・迅速に対応する。

《避難所の開設》

- ・市及び地域住民から要請があったときは、体育館を避難所として開放する。
- ・緊急の場合、学校鍵管理者が解錠する。
- ・避難所は、避難所担当職員（市役所担当課職員）及び学校管理者（校長・教頭）で開設する。

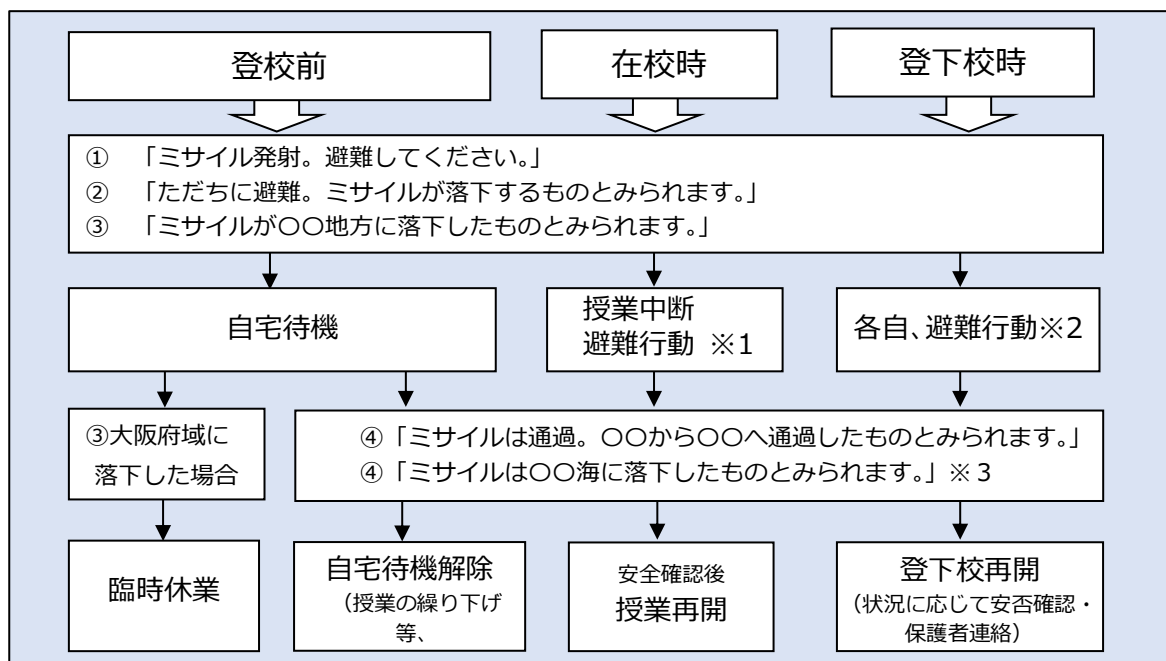
【対策本部の設置（業務内容）】

業務（班名）	役割	準備物
対策本部	☐ 各班との連絡調整 ☐ 非常持ち出し書類搬出 ☐ 校内の被災状況把握 ☐ 日誌や報告書の作成 ☐ 校内放送等による連絡・指示 ☐ 応急（緊急）対策の決定 ☐ 教育委員会・PTA との連携・報告 ☐ 報道機関の対応 ☐ 情報収集（気象（災害）情報等）	☐ 危機管理マニュアル ☐ 学校敷地図 ☐ ハンドマイク ☐ 懐中電灯 ☐ 緊急活動の日誌 ☐ 携帯電話 ☐ トランシーバー ☐ ラジオ
安否確認・ 避難誘導班	☐ 生徒等・教職員の安否確認 ☐ 安全な避難経路で避難誘導 ☐ 負傷者の把握 ☐ 下校指導・待機生徒等の掌握・記録 ☐ 揺れが収まった直後の負傷程度の把握 ☐ 行方不明の生徒等・教職員を本部に報告	☐ クラスの出席簿 ☐ 行方不明者の記入用紙 （生徒等・教職員）
安全点検・ 消火班	☐ 初期消火 ☐ 避難、救助活動等の支援 ☐ 被害の状況確認（施設の構造的な被害、電気・ガス・水道・ 電話の被害状況）→本部に報告 ☐ 校内建物の安全点検・管理 ☐ 近隣の危険箇所の巡回 ☐ 二次被害の防止	☐ 消火器 ☐ ヘルメット ☐ 道具セット ☐ 手袋 ☐ 被害調査票
応急復旧班	☐ 被害状況の把握 ☐ 危険箇所の応急処理 ☐ 「立ち入り禁止」「使用禁止」等の表示 ☐ 避難場所の安全確認	☐ 被害調査票 ☐ ヘルメット ☐ 構内図 ☐ ロープ・標識 ☐ バリケード
救護班	☐ 生徒等・教職員の救出・救命 ☐ 負傷者や危険箇所等の確認・通報 ☐ 担当区域で負傷者の搬出 ☐ 学校施設内の巡回チェック	☐ ヘルメット ☐ スコップ・のこぎり・斧 ☐ 毛布・担架 ☐ AED
救急医療班	☐ 養護教諭を中心として構成 ☐ 手当備品の確認 ☐ 負傷者の保護・応急手当 ☐ 医師や関係医療機関等との連携	☐ 応急手当の備品 ☐ 健康カード ☐ 水・担架・毛布 ☐ AED
保護者連絡班	☐ 引き渡し場所の指定 ☐ 引き渡し対応の事前の取り決め ☐ 保護者等が到着した順に生徒等を引き渡す （引き渡しカード使用） ☐ 一斉メール配信・電話連絡網での対応 ☐ 地域防災無線等を利用した連絡依頼等	☐ 出席簿 ☐ 集合場所のクラス配置図
避難所協力班 （状況に応じて）	☐ 開設準備（開放区域明示・名簿作成・誘導等） ☐ 緊急物資の受入れ ☐ ボランティアの受け入れ ☐ 市防災担当課と連携した避難所の運営支援	☐ マスターキー ☐ バリケード ☐ ラジオ・ロープ・テープ ☐ 構内配置図 ☐ 避難者への指示（文書）

自衛消防組織編成 隊長:校長 副隊長:教頭 ◎主統括者 ○副統括者

係	任務概要			教職員
	火災時	地震時	不審者侵入時	
指揮	自衛消防隊の指揮及び隊長・副隊長の補佐	左に同じ	左に同じ	◎教頭 ○速水 校長 田中
通報連絡	1.消防機関への通報及び確認 2.校内への通報及び避難状況等の把握	1.出火防止のよびかけ 2.情報収集体制の早期確立	1.警察への通報及びその確認 2.校内への報知及び避難状況の確認	◎教頭 ○速水 校長 田中
避難誘導	1.生徒の安全な避難誘導とその管理 2.消防隊到着時等の生徒の事故防止	1.左に同じ 2.火気使用器具の始末	左に同じ	◎授業者
防護安全	1.使用中の電気・ガス・危険物等の安全措置 2.防火扉の閉鎖	1.左に同じ 2.非常口等の確保	1.緊急誘導の補助 2.非常口等の確保	◎空き教員 指揮係から任命された教員
救助	避難終了後の検索	左に同じ	緊急誘導救出	◎空き教員 指揮係から任命された教員
初期消火	火災の初期消火	左に同じ	不審者の監視	◎空き教員 指揮係から任命された教員
応急救護	負傷者の応急処置	負傷者の応急処置及び担架による搬出	左に同じ	(養護教諭) ◎瀧北 ○空き教員(指揮係から任命された教員)
搬出	避難持ち出し品の搬出及びその管理	左に同じ	左に同じ	(事務職員) 辻、木下

8. Jアラートによるミサイル発射情報への対応（岸和田市教育委員会 平成 29 年 11 月）



※ 1 学校にいる場合の避難行動等の留意点

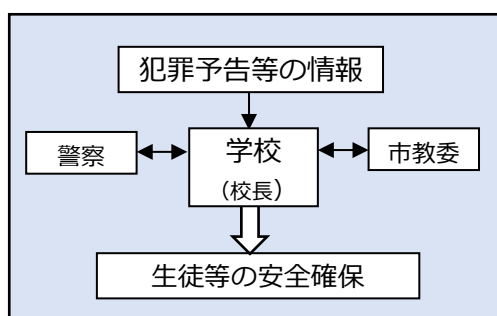
- ・屋内では、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。
- ・屋外では、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中または地下に避難する。
- ・適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。
- ・安全が確認されるまでは、屋内に避難しておく。
- ・テレビ・ラジオ・インターネットなどを通じて情報収集に努める。

※ 2 登下校時の避難行動等の指導上の留意点

- ・学校か家、近い方に向かう。
- ・選択できない場合は、「できる限り速やかに近くの頑丈な建物の中に避難する」、「適当な建物が近くにない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。
- ・登下校時の対応等については、あらかじめ家庭でも協議し共有してもらう。

※ 3 上空通過情報や領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味するので、日常生活に戻って登校等を開始することが可能となる。

【2】学校への犯罪予告（爆破予告）・テロへの対応について



（留意点）

- ・当該情報に最初に触れた教職員は速やかに管理職等へ報告し、校内で情報共有するとともに、迅速に教育委員会や警察に通報し、指示や情報を得る。学校は、警察の指示のもと、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処する。
- ・生徒等を不安にさせない配慮をしつつ、最悪の状況を想定し、安全を第一として対応する。
- ・学校においては、不審な物がないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校の環境を整備し安全点検等を実施する。特に薬品等の備品管理を徹底する。

9 支援が必要な児童生徒等における留意点

- ・ 支援が必要な児童生徒等が在籍する全ての学校園においては、本項目に留意して危機管理マニュアルを作成し、各学校園の実情に応じた校内体制を整備する。
- ・ 障がいのある児童生徒等の安全に留意するためには、教職員が一人一人の障がいを理解し把握するとともに、子ども自身が自分の障がいの状態や特性等を理解し安全に学校生活が送れるように指導する。

【1】障がいのある児童生徒等が事故等発生時に陥りやすい支障

情報の理解や意思表示	・ 情報の理解・判断に時間を要したり、できなかつたりすることがある。 ・ 自分から意思を伝えることが困難なことがある。 ※全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障がいや聴覚障がいでは、障がいに応じた情報伝達方法の配慮が必要である。 知的障がいのある児童生徒等には、個別に簡潔な指示を与える必要がある。
危険回避行動	・ 危険の認知が難しい場合がある。 ・ 臨機応変な対応が難しく、落下物から逃げるなどの危険回避が遅れることがある。 ・ 風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい。 ・ 危険回避しようとして慌てて行動することがある。 ・ けがなどをしても的確に訴えず、周囲が気付かないことがある。
避難行動	・ 落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある（肢体不自由・視覚障害）。 ・ エレベーターが使えない状況で、階下や階上への避難に支障が生じることがある（肢体不自由）。
生活・生命維持	・ 薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持が難しい。 ・ 避難時の天候や気温によっては生命の危険がある。
非日常への適応	・ 経験したことのない場面や急激な環境の変化に、うまく対応できないことがある。 ・ 不安な気持ちが被災により増幅され、普段以上に感情のコントロールができない。

【2】障がいのある児童生徒等の特性に応じた危機管理マニュアル作成時の留意点

伝達方法の整備	・ 障がいに応じた情報伝達方法を整備しておく。 （例）聴覚障がい：点滅灯、ディスプレイ、旗、手話、筆談、校内図などの音声以外の伝達方法を検討しておく。
避難経路・避難体制の整備	・ 障がいに応じた避難経路の整備、避難体制を検討しておく。 （例）車椅子を利用する場合の経路を確認しておく。 （例）肢体不自由：エレベーター等がない状況や介助者がいない場合等の代替方法を検討しておく。
避難訓練	・ 障害に応じた避難訓練を実施する。 （例）知的障がい：訓練等を複数回行い経験を重ねたり、避難経路や取るべき行動が理解しやすい図（絵カード）などを準備したりすることで、事態を予測して落ち着いて行動できるようにしておく。 （例）これからの見通しを持たせる（保護者迎えまでみんなと過ごす、〇〇に避難する、余震があります 等） （例）指示は肯定語で（押さない→ゆっくり、走らない→歩きます 等）
連携	・ 保護者や医療関係者等と危機事象発生時の対応について事前に検討しておく。

10 幼稚園における留意点

- ・幼児は心身共に未熟であるため、避難に際しては、具体的な指示と支援が必要となる。
- ・幼稚園は、預かり保育を含め、教職員が少ない環境下での活動や園内外での多様な活動（行事）の機会が多い等の特徴があり、これらを踏まえたうえで、マニュアルを作成する。

【1】事前の危機管理（予防する）

本 制 整 備	教職員の役割の 共通理解・役割分 担	全教職員が自分の役割を自覚するとともに、その他の教職員の分担も理解して組織的に対応できるようにしておく。預かり保育中における危機管理についても体制整備を図る。
避 難 訓 練	様々な場面を想定 した訓練	登園時や預かり保育、昼食時、プール、遠足（徒歩、バス）などの様々な場面や時間帯を想定して避難訓練を行い、全教職員の共通理解を図る。 AEDや応急処置の研修も全職員で参加できる体制をつくる。
保 護 者 と の 重 篤	引き渡し等の理解 と協力	事故等が発生した場合の連絡の仕方・園児の引き渡しの方法については、年度当初に保護者と確認しておく。
	登降園時の約束の 理解	日々の登降園において、保護者が歩行や横断のルールやマナーのモデルであることを伝える。また、保護者には園児自身の目や足で交通安全や不審者対応について確認する機会を意識して設けてもらうようにする。
幼 児 理 解	特別な配慮の必要 な園児への対応	配慮を要する園児の特徴や個別の配慮事項、誰がどのように避難に付き添うか等について、全教職員で共通理解を図る。

【2】個別の危機管理（命を守る）

園 内	避難誘導	不審者侵入時は、複数の教職員で対応し園児誘導の時間を稼ぐ必要があるが、不審者を捕えることとよりも、複数の教職員で園児を素早く避難させることを最優先にする。
	役割分担	複数の教職員で連携して園児の安全確保を行う。 避難した部屋で園児に指示を出す教職員と事故等の発生元や不審者の情報収集・確認、園長との連絡を行う教職員に分かれて対応する。
	人員の確認・報告	保育中は園内の様々な場所に異年齢児がいるため、どの部屋にどの組のどの園児が何人避難しているか、教職員は把握して、園の全人員の安否を確認する。

【3】事後の危機管理（復旧・復興する）

引 き 渡 し と 待 機	小学校等にきょうだいがいる場合は、年長の園児・児童等から引き取る等のルールを事前に保護者と決めておき、年少の園児は迎えが来るまで園で預かるようにする。一部の親子への対応に時間をとられ、引き渡しに混乱が生じないよう、保護者に伝える文言や指示は簡潔・明快にしておく。
避 難 所 対 応	幼稚園は基本的に避難所にならないが、近隣住民が自主的に避難してくることもあるので、あらかじめ対応について園内で共通理解を図っておく。

【4】個別事項

食 物 ア レ ル ギ ー	園で栽培した食材や市販の菓子等の飲食前及び小学校との給食交流等の飲食を伴う活動前には、その食品の成分表をあらかじめ全保護者に確認してもらう。
プ ー ル	ビニールプールであっても指導者とは別に監督者を配置し、安全面に配慮した園児の見守り体制をつくっておく。

第3章 事後の対応（復旧・復興する）

1 安否確認

（1）生徒等が学校内にいる場合の安否確認

- ・負傷者がいるかどうか、全員を集合させるもしくは、授業等の担当者が把握して報告する。
- ・休憩時間や放課後等は、生徒等の状況把握が困難となるため、教職員はあらかじめ決められた担当場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。

（2）休日や下校後、登下校時に大規模災害が起こった場合

休日や下校後などの在宅時や登下校時に大規模災害が起こった場合は、下記の表を参考にして生徒等の安否確認を行う。教職員が直接家庭や避難所を訪問して安否を確認する場合には、教職員が二次災害に巻き込まれることのないよう注意する。

【安否確認の内容と教職員の対応】

教職員の非常参集体制と安否確認					
参集体制	校区内の震度	安否確認	生徒等在宅時		登下校時
			電話利用可	電話不通	
A号	4	状況に応じて判断	状況に応じて判断		
B号	5弱		必要	電話連絡	家庭訪問 避難所訪問
	5強				
C号	6弱以上				

安否確認の内容
☐ 生徒等および家族の安否・けがの有無
☐ 被災状況 ・生徒等の様子 ・困っていることや不足している物資
☐ 居場所（避難先）
☐ 今後の連絡先・連絡方法

（3）安否情報の集約

- ・職員室や事務室など各学校で情報を集約する場所、総括担当者を決め確認を進める（事前に負傷者名簿を備えておく）。
- ・負傷者がいる場合には、速やかに応急手当の実施や救急車を要請する。
- ・学校の電話に問合せが殺到し、使用できなくなることに備え、電子メール等の代替の通信手段を事前に確保して、連絡方法を複線化しておく。

（4）保護者への安否連絡の際の文（例）

【生徒等が校内にいる場合】

「〇時〇分に地震が発生しました。本日登校（登園）している生徒等は、全員無事が確認されています。混乱が収まるまで、学校側がお子さんをお預かりする予定です。したがって、保護者の皆さんは安心して安全な場所に留まってください。〇時〇分頃に、続報をお送りする予定です。」

【生徒等が校外にいる場合】

「〇時〇分に地震が発生しました。〇年〇組の生徒等は、課外学習で□□□にありますが、迅速に避難することができ、△時現在、全員無事が確認されています。交通機関が稼働するまで、□□□の避難所にて待機する予定です。〇時〇分頃に、続報をお送りする予定です。」

2 引き渡しと待機

引き渡しの判断基準

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">☐ 通学路に被害が発生していないか☐ 地域の被害が拡大するおそれがないか☐ 下校の時間帯に危険が迫っていないか☐ 引き渡す保護者にも危険が及ばないか |
|---|

地震発生時の引き渡しのルール

震度 4 以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者から届けがある生徒等については学校園待機させ、保護者の引き取りを待つ。
震度 5 弱以上	危険が予測される場合、保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、生徒等を学校で保護しておく。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">●登下校時の対応についても、事前に保護者と協議・確認しておく。 |
|---|

3 教育活動の継続

- ・生徒等の安全が確保された後は、その後の対応や対策についての方針や具体的業務内容を決め、教育活動の継続について決定していく。
- ・事故等の発生現場の使用は避けた校舎の使用計画を検討する。
- ・養護教諭・スクールカウンセラーや学校医、教育委員会等と連携し、生徒等の心身の状態に配慮しながら検討する。

【避難所協力について】

避難所運営は本来的には市防災担当部局が責任を有するものだが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することが想定される。災害規模が大きい場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の開設や運営等について中心的な役割を果たす状況も考えられる。

ただし、災害時における教職員の第一義的役割は、生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であるので、事前に市防災部局や地域住民等関係者等と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作っておく。

【学校施設が避難所になる場合の流れ（一例）】

	避難所の状況	学校の対応等
災害直後	地震発生 ↓ 地域住民等の学校への避難	●協力内容として考えられる例 ・施設設備の安全点検 ・開放区域の明示 ・駐車場を含む誘導 ・避難者対応 ・名簿作成（避難者カード） ・毛布、飲料水、食糧の配布 ・避難所運営の協力 等
災害当日 （避難所開設）	避難所開設 ↓ 避難所の活動体制準備	●学校機能再開のための準備 ☐ 生徒等の安否確認（p.28 参照） ☐ 教職員の安否確認 ☐ 教科書・文具等の紛失・消失状況の把握 ☐ 教室等の安全確認（教室の確保） ☐ 二次災害防止のための校舎等の安全確保 ☐ 通学路の安全確認（状況把握） ☐ 教育委員会との協議 ☐ 授業再開時期の決定と保護者等への周知 ☐ 応急教育計画の作成 ☐ その他の対応 ・心のケア ・学校給食 ・転出入に伴う学籍変更等 ・進路相談
2日目～数週間後 （避難所運営）	避難所運営委員会の設置 ↓ 避難所の運営	
数週間後 （避難所閉鎖）	避難所機能と学校機能の同居 ↓ 避難所の閉鎖と学校機能再開 ↓ 日常生活の回復	

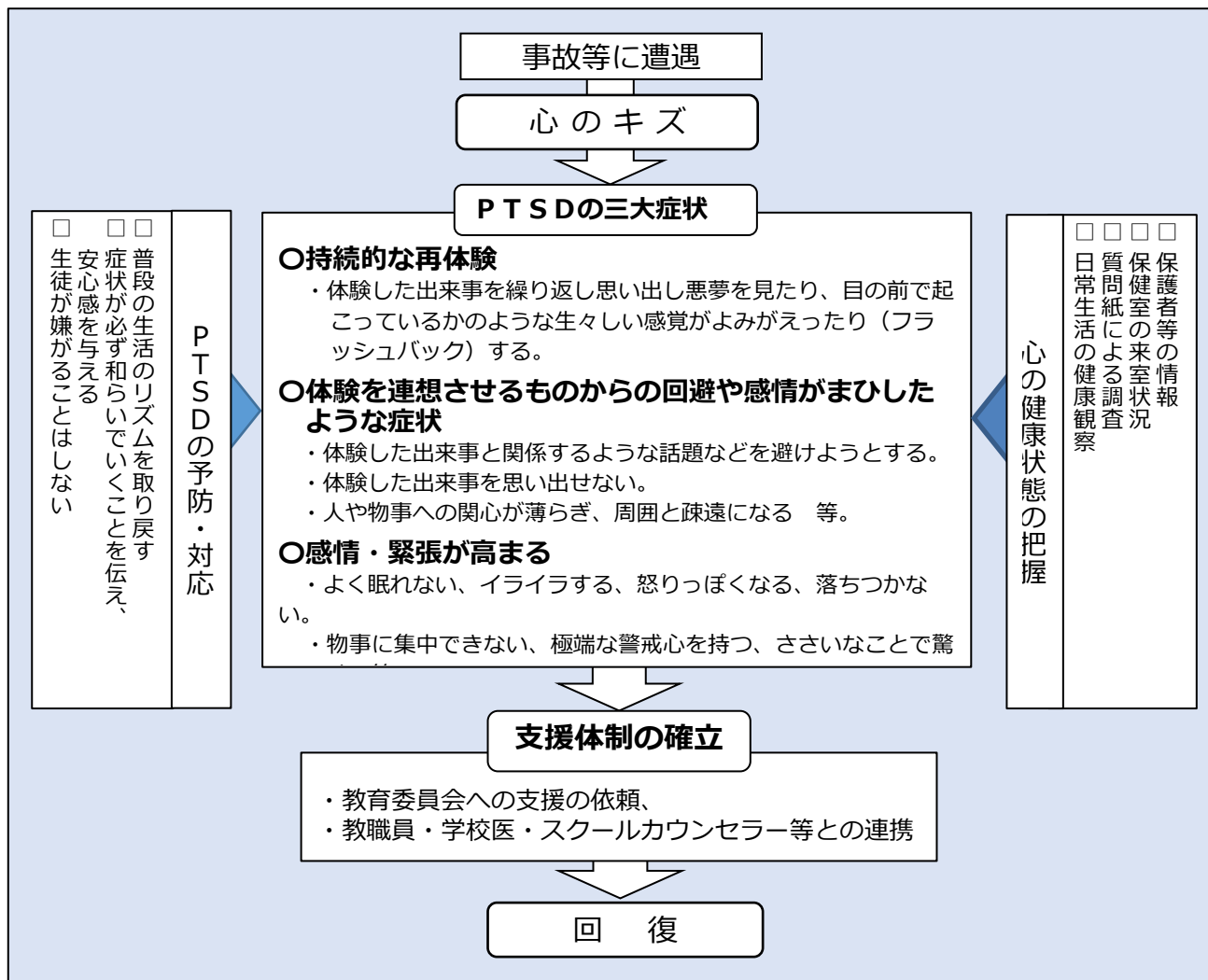
【参考】『岸和田市 避難所運営マニュアル』（平成 29 年 10 月）

『岸和田市 施設版 避難所運営マニュアル』（平成 29 年 10 月）

『学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き』（文部科学省 平成 24 年 3 月）

4 心のケア

事件や事故、大きな災害に遭遇し、「家や家族・友人などを失う」、「事故を目撃する」、「犯罪に巻き込まれる」などの強い恐怖や衝撃を受けた場合、その時の出来事を繰り返し思い出す、再現するなどの症状に加え、不安や不眠などのストレス症状が現れることがある。こうした反応は誰にでも起こり得ることであり、ほとんどは時間の経過とともに薄れていくが、このような状態が、事故等の遭遇後3日から1か月持続するものを「急性ストレス障害」といい、1か月以上長引く場合を「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」という。そのため、事故発生直後から生徒等や保護者に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努めることが大切となる。



【参考】『子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－』（文部科学省 平成22年7月）
『学校における子供の心のケア－サインを見逃さないために－』（文部科学省 平成26年3月）

5 調査・検証・報告・再発防止等

(1) 情報の整理と保護者等への説明・対応

- ・危機等発生時には、教育委員会に速やかに報告したうえ、連携して対応に当たる。
- ・事故等の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを記録・整理しておく。

(保護者対応)

- ・できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害生徒等の保護者に対し正確に伝えるなど、責任のある対応を行う。被害生徒等の保護者への対応にあたる責任者を決め、誠意ある事態への対処に努める。
- ・保護者間に憶測に基づく誤った情報が広がることを防ぐため、被害生徒等以外の保護者に対しても、事故・事件の深刻さ等を勘案し、状況に応じて保護者説明会等の開催など、必要な情報共有を行う。

(報道対応)

- ・情報を整理し適宜提供する。
- ・情報の混乱を避けるため、窓口は一本化する。
- ・複数対応（応答者と記録者）
- ・生徒等の特定をさせない
- ・校内取材をさせない
- ・電話取材の即答はしない
- ・事実だけを伝える（不確かなこと、推測、うそ、ごまかしはしない）
- ・質問事項に答える（相手の所属・名前、応答内容や報道内容の記録と整理）
- ・ノーコメントはしない、無理な約束はしない
- ・教育委員会への報告（取材等について事前に相談）
- ・保護者と報道の分別対応（同席はさせない）

(2) 調査・検証の実施、再発防止

- ・事故等の原因と考えられることを広く集め、今後の事故防止に生かすために調査・検証を行い、調査結果を再発防止に役立てる。
- ・調査等にあたっては、教育委員会とも協議のうえ、被害生徒等の保護者の意向を十分に踏まえ、保護者の心情に十分配慮した対応を行う。

(3) その他

- ・学校は、学校の管理下で発生した生徒等の事故に際しては、「災害共済給付制度」について、保護者に説明する。その際は、給付対象外となる場合もあるため、制度について正しく理解した上で説明する。また、被害生徒等の保護者の感情に十分配慮し、適切な時期に連絡し説明する。

●災害共済給付の請求について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度は、学校の管理下の事故等があった場合、生徒等の保護者に対して、医療費（医療保険並の療養に要する費用の額の4/10）、障害見舞金、死亡見舞金の給付を行う制度です。